

銀行規制における会計情報の意義

ふたえさくなおき ほんまあさこ やましたゆうじ
二重作直毅／本馬朝子／山下裕司

要 旨

本稿の目的は、銀行規制における会計情報の意義を議論することにある。具体的には、銀行規制において会計情報がどのように利用、調整されているのかを概観し、論点となり得る会計上の特性を整理する。また、既存の学術研究を概観することで、調整の意義を確認する。検討の結果、会計情報は銀行規制においていわゆる「契約支援機能」を果たしているものの、多くの調整が必要とされている事実が改めて確認された。また、調整の有無の背景を、その他の包括利益累計額、繰延税金資産、のれん、貸倒引当金、負債の公正価値変動を例に検証したところ、規制の目的上、必然的に調整が必要とされる会計項目の存在が確認された。加えて、会計情報の主観性、保守性、損益の実現（リスクからの解放）といった会計上の特性が、銀行規制における会計情報の意義を考えるうえで、特に重要な要素と整理された。なお、関連する先行研究は、現行の銀行規制の調整を肯定的に捉えるものがほとんどであったものの、一部項目については、留意すべき点があることを示唆していた。以上の発見事項等を基に、本稿の最後では、銀行規制および企業会計それぞれの観点から、幾つかのインプリケーションを考察している。

キーワード： 資本、契約支援機能、銀行規制、損失吸収、主観性、保守性、実現

.....
本稿の作成に当たっては、元金融研究所客員研究員である首藤昭信准教授（東京大学）より多岐にわたるご指導を賜ったほか、伊藤広大氏（元金融研究所客員研究生）に多くのサポートを頂いた。秋葉賢一教授（早稲田大学）からも貴重なコメントを頂いている。また、2018年4月に開催した会計研究報告会の参加者である板橋淳志氏（企業会計基準委員会）、大城健司氏（金融庁）、川村義則教授（早稲田大学）、熊谷五郎氏（みずほ証券）、熊田勝氏（みずほ銀行）、高山彬泰氏（金融庁）から多くの有益なご示唆を頂いたほか、日本銀行の秀島弘高氏ほか金融機構局スタッフおよび金融研究所スタッフから有益なコメントを得た（所属、肩書きは研究報告会開催時点）。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

二重作直毅 日本銀行金融研究所企画役
(現政策委員会室企画役、E-mail: naoki.futaesaku@boj.or.jp)
本馬朝子 日本銀行金融研究所主査
(現総務人事局企画役補佐、E-mail: asako.honma@boj.or.jp)
山下裕司 日本銀行金融機構局企画役 (E-mail: yuuji.yamashita@boj.or.jp)

1. 本稿の目的

本稿の目的は、銀行規制における会計情報の意義を議論することにある¹。具体的には、銀行規制において会計情報が利用されていることを確認したうえで、銀行規制がどのような調整を行っているのかを概観する。また、銀行規制における会計情報の意義を議論するうえで重要な会計上の特性を整理するとともに、既存の学術研究を概観することで、そうした調整が行われる意義を確認する。そのうえで、現行の企業会計や銀行規制の枠組みに関する問題提起を行いたい。

銀行規制上の自己資本比率は、企業会計上の数値を使用しつつも、それにさまざまな調整を経て算定される²。これは、資本に求められる役割が、両者において必ずしも一致していないことが背景にある。一般に会計学上は、資本と利益の開示を通じた企業価値の推定に役立つ情報の提供を主目的としている。このように、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供し、市場の効率的な取引を促進する機能は、会計情報の「意思決定支援機能」等と呼ばれる（須田 [2000]、首藤ほか [2018a]）。また、会計情報のもう1つの重要な機能に、いわゆる「契約支援機能」がある。これは、関連制度等に利用されることで、契約の監視と履行を促進し、当事者の利害対立を減少させ、契約の効率性を高める機能である（須田 [2000]、首藤ほか [2018a]）。

銀行規制における利用も、財務会計の契約支援機能に分類される（徳賀・太田 [2014]）。ただし、銀行規制上の資本には、ストレス時にも貸付を継続するための適切な額の損失吸収資本（loss-absorbing capital）の保有が求められる（Federal Reserve System [2013]）。また、「継続企業（going-concern）」の前提のみならず、「破綻時を想定した（gone-concern）」資本も念頭に置かれる。こうした目的の違いが、会計情報が銀行規制で利用されるに当たり、調整が必要となる背景の1つにあると考えられる。

ここで、本稿の第1の目的は、実際に会計情報が銀行規制で利用されている事実を確認したうえで、どの会計項目が、どのような目的や背景、必要性から調整が求められてきたのか、規制当局の文書や既存の学術研究から明らかにすることにある。そのうえで、銀行規制における会計情報の意義を議論する際に、論点となり得

.....
1 本稿において企業会計上の「資本」とは、川村 [2010] 等にならい、主に貸借対照表上の自己資本を指すほか、銀行規制を議論する際には、自己資本比率算定上の分子を指す。また、銀行規制上の資本を算定する際の調整項目となっているため、貸借対照表上の借方（資産の部）に計上されている、のれんや繰延税金資産等についても、議論の対象に含めている。

2 本来、銀行規制上の自己資本比率を議論する際には、分母となるリスク・アセットに関する理解が不可欠である。もっとも本稿では、銀行規制における会計情報の意義等を検討する中、会計情報との関係がより深い分子に、主に焦点を当てて議論を展開する。

る会計上の特性を考察する。

第2の目的は、既存の学術研究を概観することで、調整の意義を議論することにある。銀行規制上調整を行うことが、実際にどのような意義を持ち得るのかは、重要な検証命題といえる。実証研究等を中心に発見事項を整理し、この点を確認する。上記2点に対する本稿の発見事項を予め要約すると次のとおりである。

- ①会計情報は銀行規制において契約支援機能を果たしているものの、多くの調整が必要とされている。
- ②その背景には、事業の継続性が資産価値の前提となる等、規制の目的上、必然的に調整が必要とされる会計項目の存在が確認された。
- ③会計情報の裁量性、保守性の程度、損益の実現（投資のリスクからの解放）といった会計上の特性が、銀行規制における会計情報の意義を考えるうえで、特に重要な要素と整理された³。
- ④関連する先行研究は、基本的に現行の銀行規制の調整を肯定的に捉えるものがほとんどであった。ただし、一部項目については、留意すべき点があることを示唆していた。

最後に本稿では、上述までの整理を踏まえ、現行の銀行規制の枠組みに関するインプリケーションを考察したい。例えば、仮に留意すべき特性を持つ会計項目が調整を経ることなく銀行規制上の資本に含まれている場合には、規制上の資本もその特性から何らかの影響を受けている可能性がある。それは必ずしも銀行規制の扱いを否定するものではないものの、規制上の自己資本の機能や市場からの評価に対して、何らかの影響を及ぼしていると思われる。こうした観点から、銀行規制の枠組みについて、想定される留意点や課題等を考察する。

また反対に、銀行規制において求められる自己資本についての理解を通じて、社会インフラとしての企業会計に関するインプリケーションも考察する。もちろん、銀行規制における会計数値の利用は、企業会計にとって「副次的な利用」であり、「投資家の意思決定にとって有用な情報の提供」という企業会計の目標が妨げられるべきではない（米山 [2012]）⁴。もっとも、銀行規制上の自己資本比率等が市場で広く参照されている事実を踏まえれば、規制上の扱いは、投資家の意思決定に有

.....
3 例えば、企業会計基準委員会の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（企業会計基準委員会 [2006]）では、「投資のリスク」とは、「投資にあたって期待された成果」の「不確定性」と定義しており、成果が事実となった際に、「投資のリスクから解放される」としている。ここで用いられている「リスク」という用語は、銀行規制上用いられる「リスク」とは一致していない点には留意が必要である。

4 他方、企業会計基準委員会 [2006] では、「会計情報の副次的な利用の事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある。すなわち会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も、同時に考慮の対象となる。そうした副次的な利用との関係も検討しながら、財務報告の目的の達成が図られる」ともしている。

用な会計情報を考える際にも、重要な示唆を与えている可能性がある⁵。また、銀行規制を含めた関連制度における要請を企業会計上も取り入れることができれば社会全体の厚生を高めることが可能かもしれない（川村 [2010]）。銀行規制において多くの調整が必要となる背景を整理することを手掛りに、現行の企業会計の枠組みや留意点、今後の課題を考察したい⁶。

本稿同様、銀行規制を含め、関連制度と会計情報の関係性を包括的に扱っている先行研究としては、①川村 [2010]、福島・吉岡 [2010]、徳賀・太田 [2014] 等が挙げられる。会計情報の主な役割は、意思決定支援機能、および契約支援機能に分類される中（首藤ほか [2018a, b]）、これらの先行研究は、主に後者の機能に着目した研究ともいえる⁷。また、② Beatty and Liao [2014] は、本稿同様、銀行の財務会計に着目して、関連する実証研究をサーベイした研究である。金融商品会計を中心に、会計情報の投資意思決定有用性や、銀行規制を意識した経営者の会計的、実体的裁量行動を検証した実証研究等を、サーベイの対象としている。

これらの先行研究に対する本稿の貢献は次のとおりである。まず①に対しては、本稿は検討対象を銀行規制における会計情報の利用に特化している点で異なる。さらに、契約支援機能のみならず、規制における利用の様態が意思決定支援機能に与える影響について考察している点も、本稿の特徴である。また②に対しては、本稿では繰延税金資産やのれんを含め、規制上調整が必要とされている、より広範な会計項目を取り上げ、先行研究および規制当局の文書も参照しつつ、調整が必要とされる背景を検証している。また、企業会計上の議論をベースとしつつ、銀行規制の観点からもインプリケーションを考察している点も、先行研究とは異なる目線である。

本稿の構成は次のとおりである。まず2節では、会計情報と銀行規制との関係を簡単に整理したうえで、3節において、銀行規制における調整項目について、調整が必要となる、または必要と考えられる背景、会計情報の特性を整理する。また調整項目について、関連する先行研究等を整理し、その意義を確認する。4節では、3節における議論を総括するとともに、現行の企業会計や銀行規制について、幾つかの留意点や課題を整理し、本稿を締め括る。

.....
5 実際、銀行規制上の数値はディスクロージャー誌での開示や業績評価指標（Key Performance Indicator: KPI）として用いられている等、広く参照されていることが窺われる。

6 このほか、議論すべき関連制度としては、会社法、公会計、コーポレート・ファイナンス、税法等が考えられる（福島・吉岡 [2010] 等を参照）。本稿では、資本と負債の区分問題を取り上げる中、最も関連が深いと考えられる銀行規制に焦点を当てて議論を展開する。

7 銀行規制において会計情報が利用されることは、債務契約（財務制限条項）、配当規制における利用同様、会計情報の「契約支援機能」等と呼ばれる（徳賀・太田 [2014]）。

2. 企業会計および銀行規制における資本

(1) 企業会計における資本

以下では議論の前提として、銀行規制上の自己資本を算定するに当たっての基礎となる、企業会計上の資本について簡単に整理する。企業会計上の資本とは、一般に、他人の資本である負債に対する自己資本という意味で用いられる（桜井 [2018]）。基本的には、貸借対照表上、同じ貸方に属する負債以外の部分が資本（equity）であり、負債に対して劣後する請求権と整理することもできる（川村 [2010]）。

1 節で確認したとおり、会計情報の主な機能は意思決定支援機能、および契約支援機能である中、現行の企業会計の枠組みは、主に前者に重きが置かれている。例えば、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）の概念フレームワークでは、有用な財務情報の持つ質的な特性の筆頭に「目的適合性（relevance）」を挙げたうえで、「利用者が行う意思決定に相違を生じさせる」としている（par.2.6）。また、継続企業の前提を置いている点も、銀行規制との目的の相違を考えるうえで重要な特徴である。

こうした目的のもと、現行の企業会計では、貸借対照表の資本を資産と負債の差額概念として定義している。例えば IASB の概念フレームワークでは、資産、負債を明確に定義付けしたうえで、資本（equity）は、「すべての負債を控除した後の資産に対する残余持分」とされている（par.4.63）⁸。そのうえで、目的適合性の観点から、資本は細分類され得る旨が述べられている（par.4.65）⁹。また、例外的な状況において、損益計算書が、より目的適合性のある情報、またはその報告期間の財務業績のより忠実な表現を提供する場合には、資産または負債の『現在の価値』の変動により生じる収益または費用をその他の包括利益（Other Comprehensive Income: OCI）に含めることがあるとしている（par.6.85、par.6.86）。そのうえで、「OCI に含められた収益および費用は、損益計算書が、より目的適合性のある情報、またはその報告期間の財務業績のより忠実な表現を提供する場合には、原則として将来の期間に OCI から損益計算書に組み替える（リサイクリング）」（par.7.19）とされている¹⁰。この国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の枠

8 「capital（資本）」と区別される「equity」の訳語としては「持分」のほうが正確と考えられる。

9 具体的には、「企業が持分を分配あるいは他の方法で利用する企業の能力についての法律上の又はその他の制限を示す場合、意思決定のための財務諸表利用者のニーズに目的適合性を持ち得る」としている（par.4.65）。

10 資産として保有する有価証券のうち債券については、売却、すなわち実現のタイミングで OCI から

組みにおいて、その他の包括利益累計額（Accumulated Other Comprehensive Income: AOCI）は、「貸借対照表における資産または負債の簿価と、損益計算書上の測定基礎に基づく簿価の差額」（par.6.86）として位置付けられる。一方、日本基準でも IFRS 同様、資産、負債を明確に定義付けし、その差額として「純資産」を導いている。ただし、その内訳として、①株主に帰属する「株主資本」、②それ以外に帰属する「非支配株主持分」、③どちらにも帰属しない「その他の包括利益累計額（AOCI）」の3項目を設けている点はやや特徴的である。そのうえで、「未だ投資のリスクから解放されていない」AOCIを区分表示することが、投資家への情報提供の面から重要であることを指摘している（辻山 [2007]）。AOCIのこうした性質は、3節（1）で述べるとおり、銀行規制における自己資本を議論するうえでも重要となる。

（2） 銀行規制における資本

イ. 銀行規制の意義と会計情報の役割

銀行規制の中核をなす自己資本比率規制とは、銀行の抱えるリスク量に対して、当該リスクに起因して生じた損失を吸収することを目的に、一定以上の自己資本の確保を義務付けるものである（Beatty and Liao [2014]、佐藤 [2007]）。バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision: BCBS）は、そうした規制を国際的に設定する目的に、国際的な銀行システムの健全性（soundness）、および安定性（stability）を強化することを挙げている。また、国際的に公正（fair）かつ相当程度の一貫性（consistency）を伴うべきともしている（BCBS [1998]）。

こうした銀行規制が必要となる背景には、銀行に対する債権者の大半が多数の小口預金者で占められていることが挙げられる（佐藤 [2007]）。ここで、小口預金者の多くは銀行の適時的かつ正確な財務状況を把握できないことから、銀行経営者と小口預金者との間では、情報の非対称性の度合いが大きいと考えられる（Dewatripont and Tirole [1994]、Freixas and Rochet [2008]）。そのため、銀行経営者が債権者を犠牲に、リスクテイクや清算時の手続きを行う、モラル・ハザードの問題が発生する。また、この情報の非対称性は、預金の取付け騒ぎや払戻停止、さらにはそれに端を発する決済機能の停止等、金融システムの甚大な損失につながり得る（Diamond and Dybvig [1983]）。そのため、リスク量が銀行の損失吸収能力の範囲内

損益計算書にリサイクリングが行われる点で、日本基準と IFRS は一致している。しかしながら、資本性金融商品（株式）については、日本基準では債券と同様の扱いであるのに対し、IFRS では、売却した場合でも、OCI から損益計算書へのリサイクリングは禁止されている（IFRS 第9号「金融商品」、par.B5.7.1）。このため、内部留保と AOCI を巡る本稿の議論も、資本性有価証券については、IFRS と日本基準では示唆する内容が異なる。すなわち、IFRS では、「実現」した損益が AOCI に含まれるため、「実現」概念を基に内部留保と AOCI の性質を峻別する議論の前提が成立していない。

に収まることを求める銀行規制は、こうした情報の非対称性から発生する問題を緩和し、小口預金者の保護、ひいては金融システムの健全性や安定性を確保する意義があると考えられる（Dewatripont and Tirole [1994]、佐藤 [2007]）^{11, 12}。

銀行規制では、表 1 のとおり、銀行がリスク量に応じて保有すべき自己資本の額を定める分子の額が、会計情報を基に算定される。例えば、現行のバーゼル III における自己資本の中核をなす普通株式等 Tier1（Common Equity Tier1: CET1）は、資本金や資本準備金等の法定準備金、AOCI といった貸借対照表の資本項目が基となっている。すなわち、自己資本比率規制は、企業会計を組み込んだ制度であり、会計情報は銀行規制に用いられ、銀行システムの健全性や安定性に寄与することで、契約支援機能を果たしていると整理できる。

なお、企業会計上の数値は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算定されたものであり、例えば上場企業であれば、外部監査により適正性が確保された相対的に信頼性の高い数値である。したがって、企業会計の数値を基にした自己資本比率規制は、規制当局のモニタリング・コストや銀行の作成コストを削減できる、効率的なシステムともいえよう¹³。

ロ. 銀行規制上の資本の性質

銀行規制上の自己資本（capital）については、「資本の定義（definition of capital）」に関する言及は多数みられるものの、基本的には、「普通株式」や「留保利益」といった具体的な会計項目等や要件が提示されるかたちとなっている（BCBS [1988, 1996, 2011c]）。ただし、1998 年のシドニー合意に基づく報道発表において定義に近い内容も示されている。具体的には、主要な自己資本たる普通株式と公表準備金は、①銀行が継続ベースで損失を吸収することを可能にし（able to absorb losses ... on a going-concern basis）、②永久的な使用可能性があり、③配当の金額と時期につ

11 個々の預金者も、私的モニタリングや預金取付けを通じて自身の利益保護を図ることも可能ではある。もっとも、コストやフリー・ライダーの問題が生じるほか、預金取付けは上述のとおり、金融システムに広範な影響を及ぼすといった問題がある（Beatty and Liao [2014]、佐藤 [2007]）。他方、預金取付け騒ぎを防ぐために導入される預金保険制度には、預金者による監視のインセンティブを低下させ、モラル・ハザードを発生させるという一面もある。

12 なお、近年では、銀行規制の構築に当たって、いわゆる「大きすぎて潰せない（too big to fail）」問題により納税者負担が発生してきたことへの対応の重要性が高まっている。例えば、「グローバルなシステム上重要な銀行（Globally Systemic Important Banks: G-SIBs）の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（Financial Stability Board [2015]）では、G-SIBs に対して十分な総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity: TLAC）を求めるにあたって、危機時の債権者による損失負担も念頭に置かれている。すなわち、同原則の目的は、万が一 G-SIB が危機に陥った場合には、株主や債権者に損失を負担させ、かつ資本の再構築を行うことにより、当該 G-SIB の機能を維持したまま、納税者負担によらずにシステミック・リスクを回避する秩序ある処理を行うこととされている（Financial Stability Board [2015]、金融庁 [2018]）。

13 同様の点は税法等他の関連制度にも当てはまる（須田 [2000] 参照）。

表 1 調整項目別の銀行規制の変遷

自己資本比率の算出方法	バーゼル I	バーゼル I 改訂	バーゼル II	バーゼル III
	Tier1+Tier2 信用リスク	Tier1+Tier2+Tier3 信用リスク+市場リスク	Tier1+Tier2+Tier3 信用リスク+市場リスク+オペリスク	CET1+その他 Tier1+Tier2 信用リスク+市場リスク+オペリスク
調整項目				
AOCI(その他有価証券評価差額金)	評価損益が負の場合...全額自己資本に算入 評価損益が正の場合...45%まで Tier2 に算入可能			全額を自己資本 (CET1) に算入可能
繰延税金資産相当額	—	—	※わが国では、Tier1 の 20%まで算入可。	全額控除 (ただし、一時差異にかかると純額については、CET1 の約 10% を超える額を控除対象とする)
のれん	全額控除			
貸倒引当金	一般引当金は Tier2 へ足し戻す (ただし、信用リスク・アセットの 1.25%以内)。個別引当金は足し戻し不可。		標準的手法の場合...不変 内部格付手法の場合...適格引当金が期待損失 (Expected Loss: EL) に満たない場合はその差額を追加的に減額し、EL を上回る場合は差額を Tier2 に足し戻す (ただし、信用リスク・アセットの 1.25%以内)。	
負債の公正価値変動のうち自己の信用力の変動にかかる部分	—	—	算入は推奨しない (2004 年)	算入不可

資料：金融庁 [2005]、BCBS [1998, 2004a, b, 2010, 2011c] 等を基に作成。

いて銀行に完全な裁量性 (劣後性) がある、と指摘している (BCBS [1998])¹⁴。また、自己資本の基本的項目 (Tier1) の要件として、①発行済みで全額払込済みであること、②非累積的であること、③事業を継続しながら損失を補填できること、④劣後性、⑤永続性、⑥無担保無保証であること、の 6 つを列挙している (BCBS [1998])¹⁵。

こうした文書を手掛かりに、銀行規制上の自己資本を定義する試みも幾つかなされておき、例えば佐藤 [2003] は、自己資本は「損失吸収バッファータる財源としての安定性」を有し、①劣後性、②永続性 (安定性)、③①と②の明示性という 3 つの属性に分解されるとしている。また、福島・吉岡 [2010] によれば、銀行規制の自己資本には、①劣後性、②永続性、および③損失吸収力という 3 つの基本的特性があり、最も重要なのは③損失吸収力と考えられている¹⁶。

このように銀行規制上の自己資本に対しては、まず損失吸収機能が重視され、永

14 最後の③について、支払うかどうかを銀行が完全に自由に決定できるというのは、その資金に対する請求権者 (株主) が一般債権者に劣後する意味と解される。

15 当該要件は、初期の金融規制 (BCBS [1988]) が想定していなかった金融商品 (銀行の劣後債に投資する優先出資証券やステップアップ金利付の証券) の出現を受け、このような商品が Tier1 に算入される最低条件を示したものである。そのため「発行」や配当を意識した「非累積的」といった用語が使われている。特定の商品を手頭に置いたものではあるが、これらの要件は、「Tier1 に含まれるすべての資本調達手段が最低限満たすべき」ものとされている。

16 中田 [2008] も参照。

続性と劣後性の2つも、損失吸収力と別個独立か包含されるかはともかく、必要な特性として理解されていることが伺われる^{17,18}。

銀行規制の自己資本の捉え方は、会計基準の変更や新しい金融商品の発行、金融危機の教訓を受けて変遷しており、2010年12月に合意されたバーゼル III では、2007年に始まった金融危機の経験を踏まえ、自己資本の質（quality）の向上が図られた。すなわち自己資本に対しては、「普通株式」、「資本剰余金」といった具体的な会計項目に該当することのほかに、それぞれ劣後性、永続性、損失吸収力をはじめとする詳細な要件が改めて設定されている。また、事業を継続しながら損失を吸収する going-concern 資本としての Tier1 資本と、gone-concern 資本としての Tier2 資本の要件が明確化された点が重要と考えられる¹⁹。BCBS は、2007年に始まった金融危機において多くの公的資金が投入されたことを問題視したため、バーゼル III では、実質破綻状態の場合でも納税者を損失に曝すことなく損失を吸収するだけの質と量を自己資本に求めることとした（BCBS [2011a, 2011c]）²⁰。

(3) 小括

以上のように、銀行規制上の資本は、基本的には負債に対して劣後する請求権である、貸借対照表上の資本を基に算定されている。もっとも、企業会計は投資家の意思決定に有用であることに主眼をおき、銀行規制は金融システムの安定に向け、銀行に損失吸収力を備えた十分な自己資本を保有させることを目的としていた。また後者は、企業会計が所与としている継続企業のための going-concern 資本のみならず、gone-concern 資本の保有も求めている。そのため、以下で詳しく検討するように、銀行規制上の自己資本は、会計数値にさまざまな調整が施されていると考えられる。

-
- 17 後述するバーゼル III の合意文書において、BCBS は、自己資本の損失吸収力は劣後性を有するだけでは果たされない旨を述べており、損失吸収力の一要素として劣後性を位置付けているようにもみえる（BCBS [2011c]）。
 - 18 このほか、欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）のディスカッション・ペーパーでは、損失吸収資本は、無リスク資本の請求権者を保護するバッファーまたはクッションとして機能するものと捉えている（EFRAG [2008]）。
 - 19 自己資本の質を向上させる試みは、自己資本に該当する会計項目の適格要件の厳格化と控除項目（調整項目）の拡大の2点からなる。gone-concern ベースの自己資本が設けられたのは前者の観点からであり、優先株式や優先出資証券、劣後債、一般貸倒引当金等を自己資本として算入するには、いわゆる PON（Point of Non-viability）条項を備えていることが要求されるようになった（BCBS [2011c]）。
 - 20 この点、BCBS は、2010年8月公表の協議文書において、全ての規制資本は少なくとも「gone-concern」の状況において損失を吸収できるべき旨を提案している。そのうえで、「gone-concern 時の損失吸収は、当局が清算を認めた場合には銀行の清算手続きに従う。他方、銀行を救済することを選択する際には、規制当局は（普通株式以外の）規制資本の償却か、普通株式への転換かを選択することとなる」としている（BCBS [2010]）。

3. 銀行規制上の調整項目等にかかる検討

これまで確認してきたとおり、銀行規制上の自己資本は、企業会計上の数値に対してさまざまな調整を経て算定される。そして、調整が行われる背景には、企業会計と銀行規制の目的の相違があった。

それでは、こうした目的の相違を前提に、実際にどの会計項目が、銀行規制上調整の対象とされてきたのか。以下では、2節でも触れた(1) AOCIに加えて、企業会計、銀行規制上特に重要な論点を含んでいると思われる、(2) 繰延税金資産、(3) のれん、(4) 貸倒引当金、(5) 負債の公正価値変動の5項目を取り上げ、調整が必要とされてきた背景等についてやや詳細に整理したい。そのうえで、関連する先行研究等を確認し、銀行規制、または企業会計の観点から想定され得る論点について、検討を行うこととする。

(1) AOCI (有価証券の含み損益等)

イ. 銀行規制上の扱いとその背景等

AOCIとはOCIの累積額であって、利益剰余金に振り替えられていないものであり、有価証券や在外子会社にかかる未実現損益等で構成される。企業会計上、AOCIは株主からの払込資金や留保利益同様、貸借対照表の純資産の部に計上される。2節で確認したとおり、IFRSでは、「リサイクリング」を規定したうえで、AOCIを、「貸借対照表における資産または負債の簿価と、損益計算書上の測定基礎に基づく簿価の差額」として位置付けている。一方、わが国の会計基準では、OCIを含む包括利益は「投資のリスクから解放されていない部分」を含む中、その他包括利益には純利益とは独立した地位を与えている。また貸借対照表上も、AOCIは、資本金や留保利益から構成される「株主資本」とは区分する扱いとされている(企業会計基準委員会[2006])。

現行規制であるバーゼルIIIでは、AOCIについては一部を除いて、留保利益と同等の地位が与えられており、CET1に含まれる扱いとなっている²¹。もっとも、AOCIのうち、資産として保有する有価証券の含み損益については、規制上の扱いがこれまでに変更されてきており、その過程において多くの議論が交わされてき

21 負債に公正価値オプションが適用された場合における公正価値の変動額のうち自己の信用リスクの変化に起因する部分(本節(5)参照)、およびキャッシュ・フロー・ヘッジ・リザーブは除く。キャッシュ・フロー・ヘッジ・リザーブを、CET1の計算に影響しないようにする理由は、同リザーブは取引の全体像の半分しか反映しておらず、人為的なボラティリティを取り除く必要があるためとされている(BCBS[2011c], par.72)。

た。以下では、有価証券の含み損益の扱いにかかる規制上の扱いの変遷、およびその背景について確認したい。

バーゼル II までは、「その他有価証券評価差額金」が負の場合は、その全額が（税効果勘案のうえで）Tier1 への算入項目とされていた一方、正である場合には、45%までディスカウントのうえ、Tier2 に算入される扱いとされていた。これは、有価証券の未実現益については、損失吸収力があると考えられる一方、それを実現する際の市場のボラティリティや税効果を勘案する必要があるためである（BCBS [1998]）。すなわち、業務を継続しながら損失の補填に充当できる点では株主資本と同等であり、貸倒れ等の損失が生じたときには、例えば、株式を売却して含み益を実現し、償却の原資にすることができる。もっとも、含み益の活用が必要になる不況期には、株価の下落によって含み益が減少してしまっている可能性があり、いざというときの備えとしては不確実性がある。また、売却時には税がかかるため、含み益全体の 45%しか算入できないこととされた（氷見野 [2005]）。

もっとも、AOCI にかかる規制の適用の仕方に関しては、各国間にばらつきがみられた²²。こうした中、going-concern 資本と gone-concern 資本の整理を目指したバーゼル III においては、「その他有価証券評価差額金」については、未実現益、損ともに、going-concern 資本として全額が CET1 に含まれる扱いとなった。その過程では、特に未実現損を規制資本に含める必要性が、各規制当局により改めて強調されている。例えば、BCBS [2015] では、「規制資本の質を維持する観点から、未実現損については除外（filter）されるべきではない。実際に危機時において、市場参加者は銀行の支払能力を評価する際、未実現損に注目していた」としている。また Federal Reserve System [2013] も、「未実現の損失は金融機関の資本政策に重要な影響を及ぼし得るため、関連するリスクを資本比率に反映させるべき」とし、「AOCI を含む自己資本を用いて資本の頑健性を評価する一般的な市場慣行とも整合的」としている。

一方、バーゼル III では、未実現益も未実現損同様、CET1 に算入される扱いとされた。これは、銀行規制上、内部留保と AOCI の質は、損失吸収力という観点において同等との整理がなされたことを意味する。この点については、バーゼル委の文書や先行研究において特段言及がみられないが、「リスク」の捉え方に関する企業会計と銀行規制の違いに着目して、以下のように整理できる。まず企業会計では、例えばわが国の会計基準に基づけば、過去の投資の成果に関する情報を提供する観点から、投資にかかる不確実性（リスク）から解放されたことをもって、AOCI からのリサイクリングが行われる。この情報は、貸借対照表の貸方に表示される。こ

.....
22 例えば欧州では、欧州銀行監督者委員会（Committee of European Banking Supervisors: CEBS）によるガイドラインの適用が任意であった中、とりわけ売却可能有価証券の未実現利益について、各法域により異なる扱いがなされていたほか、未実現損についても、未実現益とは異なる扱いがなされていた（BCBS [2015]）。

れに対し、銀行規制では、「現時点で銀行が晒されているリスク」に関心がある。このため、バーゼル III では、自己資本比率の「分子」において留保利益と AOCI は同じ位置付けとしたうえで、「現時点で晒されているリスク」については、貸借対照表の「資産」サイドの問題として捉え、同比率の「分母」で一元的に対処する扱いとなったと解釈できる。過去の投資が「実現」しても、得た資金をリスクの高い有価証券に再投資すれば、当該銀行は再度「投資リスクに晒された」状態になり得る。銀行規制が捉えようとする「投資のリスク」が「現時点で晒されているリスク」であるならば、その枠組み上、資産のリスクはリスク・ウエイトで調整すべきということになる（詳細は補論 1 参照）²³。

なお、2017 年に最終化されたバーゼル III では、信用リスクの標準的手法における株式の扱いについて、従来 100%であったリスク・ウエイトを、原則として 250%に引き上げる改訂がなされた。こうした扱いは、資産として借方に計上されている有証券投資のリスクを、自己資本比率規制の分母においてより正確に把握しようとする取組みの一環との解釈が可能である。

以上の経緯を経て、現行の銀行規制では、「その他有価証券評価差額金」については全額が CET1 に含まれる扱いとなった。そして、その背景の 1 つには規制資本の算定実務にかかる世界的な調和の中で、特に未実現損を含めることに対する規制当局の強い要請があったものと推察される。また、保有資産にかかるリスクについては、分母のリスク・ウエイトで調整すべきとの整理が図られたことが窺われる。

ロ. 関連する先行研究の概観と発見事項の整理

前述のとおり AOCI については、銀行規制上も株主払込資本や留保利益同様、CET1 に含める扱いとなっている。もっとも、わが国の会計基準では AOCI を「投資のリスクからの解放」の有無を根拠に「株主資本」と区分しているように、未実現損益から構成される AOCI の性質は、株主資本と異なる点がある。例えば、Rees and Shane [2012] では、OCI に含まれる多くの項目が、①持続性が低く、②コアとなる営業活動の結果とはいえ、③経営者のコントロールが難しく、④再測定の結果として生じるものであることから、純利益とは大きく異なるとしている。また、AOCI 項目の背景にある公正価値会計の拡大については、経営者の見積りを増加させ、推定における誤差や機会主義的な裁量性が混入することで、貸借対照表の検証可能性 (verifiability) を低下させる可能性があることも指摘されている (Benston *et al.* [2007]、Dichev [2008])。

AOCI を個別項目ごとにみても、幾つかの留意すべき点が指摘されている。まず、本節 (1) イ. でも触れた「その他有価証券評価差額金」については、規制資本の

23 また、バーゼル II までの扱いでは、未実現益よりも実現益の扱いが有利であるため、銀行に対して益出し（および、場合によっては買戻し）を行うインセンティブを与えともいえよう。

ボラティリティを増長させることへの懸念が多く指摘されている (BCBS [2015]、Federal Reserve System [2013])。例えば、Federal Reserve System [2013] では、売却可能有価証券にかかる未実現損益は本質的に一時的かつ反転するものであるとしている。そのうえで AOCI を規制資本に含めることについては、「規制資本比率に大きな変動性をもたらす、資本計画や ALM を困難にし得る。同扱いについては、多くの金融機関からコメントが寄せられ、その大多数が強く反対であった」と述べている。例えば、Barth, Landsman, and Wahlen [1995] は、1971~90 年における米国銀行をサンプルとして、有価証券の未実現損益が規制自己資本比率に与える影響について検証した²⁴。その結果、仮に投資有価証券の公正価値評価が規制資本に含まれていたとすれば、規制資本のボラティリティが高まるほか、幾つかの銀行は規制自己資本比率に抵触していた可能性が高いことを確認している。

また、「為替換算調整勘定」については、そもそも未実現損益として AOCI に計上することについて不透明な面も少なくない。例えば、大日方 [2012] は、流動性のない換算差額である同勘定を損益と捉えることの意味が明らかでない旨を指摘している。また Selling and Sorter [1983] も、現地通貨建財務諸表では取得原価で測定されている資産を決算日レートで換算した価額は、取得日または将来におけるキャッシュ・フローのどちらに関する情報も提供しない旨を指摘し、同勘定を純資産の部に計上することについて疑問を呈している。

このように AOCI については、項目によっては必ずしも概念の整理が十分とはいえない面もあるほか、流動性やコントロールの可否、検証可能性の観点等から議論になってきたものであることが確認された。また、規制当局も懸念していたとおり、規制資本のボラティリティを増長する可能性が高いこともわかった。こうした AOCI の性質は、必ずしも現行の銀行規制の扱いを否定するものではない。実際、AOCI を規制資本に含めることで、銀行がリスク資産を削減したことを報告する先行研究も存在する (Chircop and Novotny-Farkas [2016])²⁵。また、規制資本の変動についても、それが実態をより正確に表すのであれば、むしろ積極的に示すべきとの考え方もできる。もっとも、損失吸収力を備えた規制資本や、銀行の健全性を示す規制自己資本比率としては、上述の Rees and Shane [2012]、Benston *et al.* [2007]、

24 当時、米国では財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards: SFAS) 第 115 号「特定の負債証券および持分証券の会計処理」の制定 (1993 年) 前であり、多くの投資有価証券が企業会計上原価評価されたうえ、未実現損益も規制資本に含まない扱いとされていた (Barth, Landsman, and Wahlen [1995])。

25 具体的には、米国の規制対象銀行 (連結総資産 2,500 億ドル以上等) では、規制対象外の銀行に比べて、売却可能有価証券の保有額 (特に、流動性が低く、公正価値が観察できない、「レベル 3」のインプットを用いて評価される有価証券) を減少させたほか、残存期間も短縮させたことが報告されている。ただし、本規制の公表は、規制対象銀行の株価を押し下げたことも確認されている。すなわち、市場参加者は、規制による財務健全化のメリットよりも、コスト (規制を安定的にクリアするために売却可能有価証券の保有額や残存期間を調整して収益機会を犠牲にすること等) が上回ると評価していると結論付けている。

Dichev [2008]、Barth, Landsman, and Wahlen [1995] 等の指摘を踏まえると、株主払込資本や留保利益とは、市場から同等に評価されない可能性もある。公正価値会計の拡大は、例えば、債務契約に対する会計情報の契約支援機能に影響を与えているとの指摘もある中 (Demerjian [2011])、先に指摘した AOCI と銀行規制との関係性についても、重要な実証命題といえよう^{26,27}。

以上、本節 (1) では、AOCI について、銀行規制上の扱いの背景、および関連する先行研究を概観した。まず、①現行 AOCI が規制資本に全額含まれるのは、特に未実現損を規制資本に含めることへの保守的な要請があることがわかった。また、②こうした扱いについて、関連する先行研究は、銀行のリスク資産削減という意義を確認していた。ただし、③投資家にとって AOCI は概念が不明瞭な面等も指摘されており、規制資本に対する評価に影響を及ぼしている可能性も示唆された。

(2) 繰延税金資産

イ. 銀行規制上の扱いとその背景等

繰延税金資産とは、納税義務額を期間配分する会計手続である税効果会計の結果として生じる、無形の資産である (桜井 [2018])。例えば、会計上の利益に先立って課税所得が生じた場合、それに伴う税支出は、将来の利益に対応する税費用であると考えられる²⁸。そのため、いずれ利益が認識されるまで、繰延税金資産を計上して税費用を繰り延べることが求められている (斎藤 [1999])。その後、実際に利益が実現した時点において、繰延税金資産 (貸借対照表に繰延べられていた税費用) は取り崩され、損益計算書に費用として認識されることとなる。すなわち、繰

.....
26 Demerjian [2011] は、昨今の会計基準が「貸借対照表アプローチ」を採用していることで、貸借対照表の契約への利用可能性が低下していると指摘している。すなわち、見積りを伴う公正価値測定等、貸借対照表価額の調整は検証可能性が低いため、貸借対照表数値を契約条項に用い難くなると予想される。実際、1996~2007 年における私的債務をサンプルに、貸借対照表価額の調整を行っていると推測される企業ほど、貸借対照表項目 (負債比率、純資産、流動比率) を用いた財務制限条項の設定が有意に少ないことを確認した。Ball, Li, and Shivakumar [2015] や Chen *et al.* [2015] も、貸借対照表アプローチに依拠するといわれる IFRS の強制適用に伴い、会計情報に依拠した財務制限条項の利用が減少することを実証している。

27 なお、企業会計の主目的である価値関連性 (株価との連動性) の観点からは、多くの先行研究が、AOCI の追加的な情報価値について肯定的な実証結果を得ている。ただし昨今では、観測不能なインプットに基づく公正価値情報 (いわゆる「レベル 3 資産」) については、価値関連性に負の影響があることも確認されている (Song, Thomas, and Yi [2010])。公正価値会計の拡大に伴う会計情報の検証可能性の低下が、規制といった関連制度のみならず、会計情報の投資意思決定有用性にも影響を与えている可能性がある点には、留意が必要である。

28 課税所得の計算における益金、損金と、企業会計上の収益、費用とでは、算入される要素が異なるだけでなく、共通する要素でも、期間帰属が異なる場合がある。そのため、課税所得に対する税金は、企業会計上の税引前利益とは必ずしも期間的に対応していない (斎藤 [1999])。

延税金資産の認識（税費用の繰延べ）は、将来において収益が実現することで正当化されるものと考えられる（Skinner [2008]）。

バーゼル II までにおいては、繰延税金資産相当額は自己資本からの控除項目とはされていなかった。ただし、わが国においては、繰延税金資産相当額は Tier1 の 20% まで、規制上の自己資本に算入可能とされていた（金融庁 [2005]）。

上述のとおり同資産は、銀行自身の将来収益の実現が前提となっているため、いざというときの備えの裏付資産としては不向きな面がある。また、規制上の資本の算定に当たって同資産に何も調整を加えないと、資産と負債の差額として計算される規制資本が過大になることや、判断に伴い数値が大きく振れる点等への懸念が、規制当局からも多く示されていた。例えば、Federal Reserve System [2013] では、「会計基準の扱いにそのまま依拠すると、将来の課税所得に依拠する繰延税金資産を、過度に規制資本に含めることを許容する可能性があり、それは、金融危機時により深刻な問題となる」としている。わが国においても、1990 年代には、規制資本の厚みが繰延税金資産に強く依存していた銀行も存在していた中（Skinner [2008]、深尾 [2008]）、脆弱性のある繰延税金資産の自己資本に対する割合を低下させていくべきとの見方が示されていた（金融審議会金融分科会第二部会 [2004]）²⁹。

また、繰延税金資産を規制資本に含める扱いは、投資家への情報提供という企業会計本来の役割にひずみをもたらすという観点からも弊害が大きいとの主張が、国内外において指摘されていた。繰延税金資産認識の前提となる将来収益の実現可能性の判断には経営者の主観が伴うため、規制資本の積増し等を企図する利益調整を誘発する可能性があるためである。例えば、SFAS 第 109 号「法人税等の会計処理」では、いわゆる「資産負債アプローチ」が採られており、繰延税金資産の実現可能性を、評価性引当金（valuation allowance）の設定を通じて評価することが求められている。また日本の「税効果会計に係る会計基準」においても、「資産・負債法」のもと、同様の会計処理が規定されている³⁰。もっとも、この評価性引当金の設定については「主観的なルール」との批判もあり（Skinner [2008]）、規制資本の必要水準を満たすために、裁量的な会計処理が行われることが懸念されていた（Schrand and Wong [2003]、Skinner [2008]）。

29 具体的には、「判断により計上額が大きく振れる可能性があること、および、金融機関が破綻した時には無価値になることから脆弱性がある」としたうえで、「繰延税金資産に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい」と指摘している。他方、不良債権処理の促進と、貸倒引当金の計上に比例する繰延税金資産の増加は表裏一体であって、繰延税金資産の制度が有効に機能したから不良債権処理が円滑に進んだ面があることにも言及している。以上を踏まえると、会計制度として繰延税金資産を認識することは不良債権処理促進の面もあるものの、規制資本算定に当たっては勘案しないほうが望ましいと考えられよう。

30 税効果会計の代表的な方法には、「繰延法」、「資産負債法」がある。前者は、税率が変更されても新しい税率を適用した再計算を行わないのに対して、後者は、毎期末の一時差異項目残高の全てにその時点の税率を適用して、繰延税金資産、負債を再計算する方法である（斎藤 [2006]）。現行では、IFRS、米国、日本基準とも、後者が採用されている。

こうした中、バーゼル III においては、「銀行の将来収益の実現に依拠する」繰延税金資産については、CET1 から控除されることとなった (BCBS [2010])。具体的には、一時差異にかかる繰延税金資産と負債の純額については CET1 の 10% を超える部分、それ以外 (繰越欠損金、繰越税額控除等に伴い認識される繰延税金資産) は全額が、CET1 から控除されることとなった³¹。

ロ. 関連する先行研究の概観と発見事項の整理

前述のとおり繰延税金資産は、バーゼル III では相当額の全額または一部が自己資本から控除される等、厳格な扱いがなされている。そうした背景には、企業会計上、繰延税金資産は銀行の将来収益を前提に計上されるものである中、規制資本の算出に当たって資産を過大評価することに対する懸念があったと考えられる。また、その見積額が規制資本額に直接影響を与えることから、経営者の利益調整を誘発するとの指摘もなされていた。以下では、こうした銀行規制による調整の意義を裏付ける先行研究を確認していきたい。

まず、邦銀の税効果会計実務と銀行規制との関係性に着目した研究に、須田 [2004] がある。同研究では、1999~2001 年における 322 銀行・年をサンプルとして、自己資本比率規制に抵触しそうな銀行ほど、多額の繰延税金資産を計上していることを発見している。また、Skinner [2008] も、税効果会計の導入年 (1998 年) における 86 の邦銀をサンプルに、計上された繰延税金資産 (純額) の規模は、規制資本の水準と有意に負の相関関係にあることを確認している。そのうえで、規制資本が脆弱な銀行の経営者は、より強気な (aggressive) 会計手続を選択した可能性がある旨を主張している。以上の先行研究における発見事項は、経営者の見積りを伴う会計数値を規制資本に含めることは、経営者の裁量的な会計手続を誘発し得ることを示唆していると考えられる³²。

さらに、Skinner [2008] では、多額の繰延税金資産が、本来であればそれを制限すると思われる条件下 (多額かつ継続的な損失計上、脆弱な資本構成等) で計上されていたことを指摘している。また、繰延税金資産の計上を正当化するための (先行き 5 年間ににおける) 収益見積りは、実現値対比で相当程度過大であったことも、事後的な検証により確認されている。これらの発見事項は、バーゼル III 導入前に規制当局から示されていた懸念、すなわち、(繰延税金資産の認識の前提となっている) 将来課税所得の脆弱性や、規制資本が過大となる可能性を裏付けるものとい

.....
31 さらに、一時差異にかかる繰延税金資産の控除対象外部分については、規制自己資本比率の分母を計算する際、250% のリスク・ウエイトを乗じることが求められている (BCBS [2010])。

32 他方、米国銀行をサンプルとした研究としては、Schrand and Wong [2003] がある。同研究では、235 の米銀をサンプルに検証した結果として、十分な規制資本を有する銀行では、アナリスト予想および過去の利益水準に対する利益平準化の手段として、繰延税金資産にかかる評価性引当金を過大に計上している傾向があることを確認している。

える。

なお、投資意思決定有用性（株価との価値関連性）については、多くの先行研究が、繰延税金資産の情報価値を検証し、肯定的な結果を得ている（奥田 [2001]、須田 [2004] 等）。もっとも、須田 [2004] では、規制上の自己資本比率の低い銀行の繰延税金資産については、裁量的に計上されている可能性がある中、証券市場において負の評価がなされることを確認している。同結果は、会計情報の銀行規制における扱いの様態により、企業会計の主目的である投資意思決定有用性にも影響が及び得ることを示唆しており、興味深い発見事項といえよう。

以上、本節 (2) では、繰延税金資産について、銀行規制上の扱いの背景、および関連する先行研究を概観した。その結果、①銀行自身の収益性が資産計上の前提である同資産は、破綻時を含む危機時の損失吸収力確保を目的とする銀行規制の目的上、そもそも排除されるものであることが示唆された。また、②経営者の見積りを伴う同資産を規制資本に含めると、経営者の裁量的会計行動を誘発し、結果として規制資本が過大となることも懸念されていた。実際、③関連する先行研究は、同資産が規制資本に含まれると、規制資本が過大となる可能性を支持していた。また、④その結果として、投資家への情報提供の面でも影響が及び得る（投資家が自主的に控除して評価している可能性がある）ことも分かった。

(3) のれん³³

イ. 銀行規制上の扱いとその背景等

のれんとは、企業結合に際して支払われた現金対価や新株発行に伴う資本の増加額と、被取得企業から引き継いだ資産、負債の純額との差額である（斎藤 [1999]）。同差額は、被取得企業に対する取得対価として、取得企業の貸借対照表に資産計上される。なお、のれんの構成要素としては、被取得企業における既存事業の公正価値や、取得企業と被取得企業を結合することに伴う相乗効果（シナジー効果）、およびその他の公正価値等が、概念的には含まれるとされている（IFRS 第3号「企業結合」、par.BC313、316）。

ただし、実務においては、評価の誤謬や入札過程における価格の引上げの結果として生じる過大支払いといった、概念的に資産とはいえない要素も、のれんの対価には混入され得ることが指摘されている（IFRS 第3号「企業結合」、par.BC313、314）。また、企業結合の実態によっては、のれんを認識しない「持分プーリング法」を適用すべきとの議論も過去にはみられる等（西川 [2012] 等を参照）、のれんは

33 バーゼル III では、「のれんその他の無形資産 (Goodwill and Other Intangible Assets)」を控除項目としているが、ここではのれんのみ取り扱う。なお、その他の無形資産のうちソフトウェアについては本稿の補論2で取り上げている。

企業会計上も多くの議論を惹起してきた勘定といえる。

なお、継続企業の前提を置く企業会計においても、昨今その資産性に対して疑問の声が呈されている。すなわち、SFAS 第 141 号「企業結合」が 2001 年に、IFRS 第 3 号「企業結合」が 2004 年に公表されて以来、両会計基準においては、のれん取得後の定期償却を取止め、減損が生じない限り、取得原価を繰越す処理を採用している。こうした制度改正に対しては、減損処理に対する経営者の裁量的会計行動を誘発する可能性や、結果としてののれんが過大計上となり、費用計上が遅れているとの指摘が多くなされている。

こうした中、銀行規制では、バーゼル I の時代から一貫して、のれん相当額全額を自己資本より控除する扱いが継続している。その理由として、Federal Reserve System [2013] では、「とりわけ不況期において、銀行が資産価値を実現させることに関して相当程度の不確実性がある」としている。すなわち不況期や金融危機時には、のれんを資産計上する前提となる、事業の将来収益や継続企業の前提に疑義が生じるため、いざというときのための備えの裏付けとなる資産としては、不適切である旨の整理がなされているものと考えられる。

ロ. 関連する先行研究の概観と発見事項の整理

本節 (3) イ. で確認したとおり、のれんは企業結合の際の過大支払い等、概念的に資産とはいえない要素も実務上対価に混入され得る勘定である。また、企業結合による相乗効果等、資産性を有すると思われる部分についても、企業自身の将来収益の実現が資産性の前提となるため、不況期や金融危機時への備えの裏付け資産としては適当ではなく、銀行規制上は一貫して相当額全額が資本より控除されてきた。

この点、継続企業の前提を置く企業会計上も、のれんの資産性（将来収益）の一部については、昨今では疑問が呈されている。銀行規制に関連する先行研究ではないものの、以下ではこの点について言及する。

例えば、企業会計基準委員会と EFRAG 双方のスタッフによる「のれん及び減損に関する定量的調査」では、IFRS や米国基準（のれんの償却処理を禁止）準拠企業では、日本基準（のれんを定期償却）準拠企業対比でみて、のれんの金額が相当程度大きくなっていることを確認している³⁴。このような状況を踏まえ、全般に多額ののれんが積み上がっている状況については、多くの懸念が寄せられている（斎藤 [2017] 等）³⁵。

実際に、のれんの強制償却を禁止し、減損処理（のれんの将来収益の判定）のみ

34 具体的には、2014 年における、米国 S&P500 指数、および S&P Europe 350 指数構成企業 1 社あたりののれんがそれぞれ 56 億ドル、53 億ドルであったのに対して、日経平均株価構成企業では 1 社あたり 4 億ドルであったことが報告されている（Accounting Standards Board of Japan [2016]）。

35 こうした状況を踏まえ、現在 IASB では、のれんの減損を認識するトリガーを引き上げることで、より減損が認識されやすくなる手法の導入を検討している（IASB [2016]）。

を行う会計処理は、経営者の裁量余地が大きく、結果として減損の認識が適時的に行われなくなることを示す先行研究が複数存在する。

例えば、Beatty and Weber [2006] では、米国企業 533 社をサンプルに、のれんの減損処理を行う決定要因を検証している。その結果、①財務制限条項（純資産維持条項）抵触への余裕度の逼迫した企業、②利益連動型報酬を有する企業、および③財務数値に依拠した上場規定を締結している企業ほど、のれんの減損処理を抑制する傾向があることを発見した。そのうえで、のれんの減損処理の決定が、経営者により裁量的に行われていると結論付けている。

また、Ramanna and Watts [2012] は、米国 124 社をサンプルとする実証研究により、のれんに減損の徴候が窺われるにもかかわらず、企業が減損を回避しているケースでは、その回避行動が必ずしも将来キャッシュ・フローに関する私的情報を伝達していないことを指摘している³⁶。さらに、財務制限条項への抵触の回避や経営者報酬の増加等、経営者が利益調整の動機を持つと思われる企業ほど、減損の徴候があるにもかかわらず減損を回避する傾向があることを確認している。そのうえで、のれんの減損回避は、将来キャッシュ・フローとは必ずしも紐付いておらず、むしろ、経営者の私的裁量により決定されていると指摘している。これらの実証結果は、のれんを非償却とする会計基準のもとでは、結果として、のれんの減損処理が必ずしも適時的に行われていない可能性があることを示唆している³⁷。以上の点を踏まえても、将来収益に依拠する会計数値であるのれん相当額を、金融システムがストレスに曝された場合に対する備えとして否認してきた銀行規制の考え方は意義のあるものであったと考えられる。

投資意思決定有用性（株価との価値関連性）に関しては、多くの先行研究が、のれんの貸借対照表価額や減損損失の情報価値を検証し、肯定的な結果を得ている（McCarthy and Schneider [1995]、Li *et al.* [2011] 等）。もっとも、Li *et al.* [2011] では、潜在的な減損の徴候がみられているにもかかわらず、減損損失を計上していない企業においては、株価との関連性がみられなくなることを確認している。これは市場参加者が、減損損失を回避するための裁量的な会計行動が行われたものと認識していることを示唆していると結論付けている。

以上、本節（3）では、のれんについて、銀行規制上の扱いの背景、および関連する先行研究を概観した。その結果、①銀行自身の収益性（事業の継続性）が資産計上の根拠となる同資産は、ストレス時の損失吸収力確保を目的とする銀行規制の目的上、そもそも排除されるべきものであることが示唆された。これは（2）の繰延税金資産と同じ観点である。また先行研究は、②経営者の裁量的な会計行動等の

36 同研究では、①簿価 100 万ドルを超えるのれんを抱えている中、②2 年連続で株価時価総額が株主資本簿価を下回っている際、「のれんに潜在的な減損の徴候がみられる」と推定している。

37 このほか、のれんの定期償却を禁止することに対しては、従来の企業会計上は資産として認められていない自己創設のれんを、実質的に計上しているとの問題が指摘されている（斎藤 [2017]）。

結果として、のれんの減損損失が適時的に行われておらず、貸借対照表上ののれんの計上額が過大になっている可能性があることが示唆された。こうした点を踏まえても、のれん相当額を自己資本から控除する銀行規制の扱いは意義のあるものであったと推察される³⁸。なお、③そうした裁量的会計行動の結果として、投資家への有用な情報提供の面でも影響が及び得る点は、企業会計の観点から重要な示唆といえる。

(4) 貸倒引当金

イ. 企業会計および銀行規制上の扱いとその背景等

貸倒引当金とは、金銭債権が回収不能となることに伴う損失に対して設定される引当金である（桜井 [2018]）。企業会計においては、貸倒引当金は、伝統的に「費用、収益対応の原則」の枠組みの中で捉えられてきた。すなわち、貸倒れという事象の発生自体は将来であっても、その原因が当期またはそれ以前の事象に起因し、金額を合理的に見積もれる場合には、貸出から得られる金利収益と、引当金繰入れに伴う費用計上を同時期に計上することにより、期間損益計算を適正化するとの考え方である（斎藤 [1999] 等）。

一方、銀行の「信用コスト」を表す貸倒引当金は、規制、監督当局にとっても、その適時、適切な認識が健全な銀行システムの基礎である中、重要な要素と捉えられてきた（BCBS [2016]）。このため、貸倒引当金は、銀行規制の自己資本比率の制度設計上も重要視され、かつ変遷を経てきた。また、規制上の扱いとは別に、それ自体が金融システムの安定にとって重要な制度との考え方から、BCBS 等規制主体が同制度の見直しを会計基準設定主体に対して提言してきた経緯も存在する。こうした中、会計学においても、貸倒引当金の銀行規制上の扱いとそれに伴う帰結等が繰返し議論の対象とされてきた。

以下では、貸倒引当金を巡る企業会計および銀行規制双方の扱いやその背後にある考え方、両者の関係やその変遷を整理する。なお、企業会計上の扱いについては、国際基準である IFRS を基に議論する。

旧基準である国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）第 39 号「金

38 のれんを非償却とする会計処理は、債務契約における会計情報の有用性に影響を及ぼしているとの指摘もある。すなわち、Frankel, Seethamraju, and Zach [2008] は、米国における SFAS 第 142 号の導入等に伴い、純資産からのれんの額を控除した会計数値を用いる条項（純有形資産維持条項（tangible net-worth covenants））の使用が増加していることを確認している。これは、主観的な見積りを伴う減損テストが導入されたこと等が影響している可能性が高く、「会計基準の変更が、のれんの債務契約における有用性を低下させた」と主張している。債務契約における会計情報の利用は、銀行規制における利用と同様、いわゆる「契約支援機能」に分類される中、のれんの会計処理は、会計情報の役割に対して重要な影響を与えているといえよう。

融商品：認識及び測定」の減損に対する要求は、一般に「発生損失（Incurred Loss: IL）」モデルとされており、減損損失を認識するうえで「客観的証拠（objective evidence）」が必要とされていた。この枠組みは、「費用、収益対応の原則」に沿いつつも、不確実性や企業経営者の裁量性が高い情報を企業会計に盛り込むことを防止することに長けていたと評価できる。なお、2018年1月より適用が開始されているIFRS第9号「金融商品」では、後述本節（4）ロ. のとおり、規制当局からの働掛けもあって新しい引当モデルが採用されている。

また、貸倒引当金と銀行規制の関係においてまず重要なのは、減損損失の認識は、自己資本比率規制における「分子」の減少要因である点である。減損損失の認識は内部留保の減少を意味するため、例えば、バーゼル III の枠組みを前提とすると、CET1 の減少要因となる。この基本的枠組みと、貸倒引当金制度が IL 型であることを前提に、銀行規制の制度設計上、貸倒引当金は以下のように扱われてきた。

まずバーゼル I では、貸倒引当金のうち「一般引当金（general provision）」、すなわち「現時点では未確定の損失に備えた引当金」は、会計上は損失計上され、規制上もいったんは自己資本の減少要因となるものの、Tier2 資本に「足し戻す（add back）」扱いとされていた（BCBS [1988]）³⁹。これは、会計上は資本（equity）の減少をもたらす（かつ規制上の CET1 を減少させる）損失であっても、規制上の総自己資本比率では、資本（capital）の減少として扱わないことを意味する。この背景には、一般引当金は、業務を継続しながら損失の補填に充当でき、株式含み益のような不確実性もないと考えられていたためである（氷見野 [2005]）。

他方、「個別引当金（specific provision）」、すなわち「特定の資産の信用状態の悪化に起因した引当金」については、不特定の損失に対して自由に充当できないため、資本の資質を有するとはみなされなかった（BCBS [1988]）。このため、分子の自己資本に「足し戻す」扱いは認められず、分母のリスク・アセットを減額する扱いとされた。このようにバーゼル I では、一般引当金または個別引当金の区分が規制上の扱いを決める基準となっていた⁴⁰。この扱いのもとでは、総自己資本比率の算定上は、一般引当金の方が有利となる。

続くバーゼル II では、分母を構成するリスク・アセットの計測が精緻、多様化され、従来の「標準的手法（Standardized Approach: SA）」に加えて、各銀行が行内で用いている内部格付データをリスク計測に使用する「内部格付手法（Internal Rate Based approach: IRB）」が導入された（BCBS [2004a]、氷見野 [2005]）。このうち SA では、貸倒引当金の扱いについてはバーゼル I の扱いが継続された。一方、IRB

.....
39 ただし、貸出ポートフォリオの劣化に伴い一般貸倒引当金が潤沢に積んである場合は、「備えが十分である」というよりは「備えがたくさん必要である」ことを示唆しているため、リスク加重資産総額の 1.25% を超える部分は算入不可とされた（BCBS [2015]、氷見野 [2005]）。

40 実務上、2つの引当金を明確に区分することは、各国の会計、監督、さらには資本政策が多様であることもあって、必ずしも可能でない点も指摘されていた（BCBS [1988]）。

では、貸倒引当金は「適格引当金 (total eligible provisions)」として一元化され（一般、個別引当金の区分を廃止）、「先行き 1 年間における期待損失 (EL) に対応すべき」との整理がなされた⁴¹。すなわち、自己資本比率の分子の算定上、「最低限 EL 相当額を減額したままとする」扱いとなり、適格引当金が EL に満たない場合には、その差額を（引当金計上により CET1 が減少していることに追加して）自己資本から減額する扱いとなった⁴²。他方、適格引当金が EL を上回る場合には、差額を Tier2 資本に足し戻すこととなった⁴³。この間、資本 (capital) は、「今後 1 年間に予想外の損失が最大どれだけ発生し得るか」を示す非期待損失 (Unexpected Loss: UL) を吸収するためのものと整理された (佐藤 [2007])。すなわち、EL が引当金でカバーされたうえで、UL に対して資本が十分に積立てられている場合において、資本は「損失吸収機能を有し」、銀行は先行き 1 年間において健全な状況にあるとされた (BCBS [2005])。この扱いは、バーゼル III でも踏襲されている。

このように現行の銀行規制では、一般引当金のみ資本に含める手法 (SA) と、EL に満たない限り貸倒引当金を資本に算入させない手法 (IRB) とが併存している⁴⁴。

ここで留意すべき点は、企業会計上の IL 型の引当金と規制目的で算定される EL とでは、考え方が異なることである。すなわち、両者の額は本来的に一致すべきというわけではなく、別の概念である (佐藤 [2007])。例えば、EL の計上に当たっては「減損の客観的な証拠」は求められないのに対し、企業会計における IL 型引当金では、同兆候が求められる。こうした違いは、公正かつ客観的な評価を求める企業会計と、将来の危機に対する適切な備えを求める銀行規制との間の考え方の違いを反映したものと考えられていた (Borio and Lowe [2001])。銀行規制においては、よりフォワード・ルッキングかつ適時的な信用損失の認識を伴う、規制資本の算定を求めているものと考えられよう。

ロ. 企業会計における新しい引当制度の導入

貸倒引当金制度が銀行規制、監督当局にとって大きな関心事項であることを示す好例は、リーマン・ショックの経験を踏まえ、BCBS 等が IASB や FASB に対し、「より広範な信用情報」を同引当金の認識、測定に盛り込む「予想信用損失 (Expected Credit Loss: ECL) 型引当の開発を強く勧奨したことである (BCBS [2016])。この勧奨は、貸倒引当金の自己資本比率規制上の扱いに関する議論とは、独立して行わ

41 EL とは、「今後 1 年間に発生すると合理的に期待される信用損失の平均的な水準」であり、事業の費用的な要素であるため、引当金等で対処すべきものと考えられる (BCBS [2005])。

42 適格引当金が EL に不足する額の 50% が Tier1 から、50% が Tier2 から控除される。

43 ただし、信用リスク・アセットの 0.6% が上限とされた。

44 BCBS は、EL および UL を用いた同手法の IRB のみへの導入について、「引当に関する会計実務や規制当局の国際的な差異を解決するための実務的な妥協 (practical compromise)」とも述べている (BCBS [2003])。これには、SA では所要自己資本額を EL 相当部分と UL 相当部分に分解する方法がないという事情があると考えられる。

れたものである。

前述本節(4)イ.のとおり、旧会計基準(IAS第39号)におけるIL型引当モデルは、減損損失の認識上、客観的証拠が必要とされていた。そのため、景気、金融環境が悪化しつつある状況においても、減損損失を適時に認識、測定することができない。このため、2000年代後半の世界的な金融危機においては、銀行の減損損失の計上が「少なすぎる、遅すぎる(too little, too late)」ため、金融危機の悪化を助長したと考えられるに至った。これを踏まえ、G20、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum: FSF)およびBCBSは、IASBやFASBに対して、「より広範な信用情報」を貸倒引当金の認識、測定に盛り込めるよう、金融商品会計基準を見直すよう勧奨した(BCBS[2016])⁴⁵。これを受けてIASBは、新基準であるIFRS第9号「金融商品」において、「全ての合理性のある裏付け可能な情報(all reasonable and supportable information)」を減損の認識、測定に取り入れるECL型引当モデルを開発し(par.5.5.4)、2018年1月より適用することとした。同基準では、マクロ経済指標はもちろんのこと、「合理的かつ裏付け可能」との条件を満たす場合には、天災や地政学上のリスク等も減損損失の算出に盛り込むことが求められると考えられる。

ECL型引当金は、貸倒損失の測定に用いるインプット情報の選定やモデルの構築の点で、IL型に比べ、経営者の裁量に依存する面が大きく、かつ測定における見積りの要素が大きいと課題がある。これにもかかわらずIASBがECL型引当に舵を切った背景には、同引当のほうが損失認識の適時性が高く、企業活動の忠実な表現に資するとの考え方があったものと考えられる。

他方、銀行規制、監督当局がECL型引当モデルの開発をIASBに強く求めた背景には、上記のような課題を踏まえてもなお、信用コストのより早期の認識をもたらすECL型引当モデルは、監督上、金融システム安定の観点から望ましいとの見方があったことを意味する。また、「減損の客観的な証拠」は求めず、信用損失のより早期の認識、測定を可能にするECL型引当モデルは、IL型引当と比べ、理念としては規制上のELと近い面がある⁴⁶。こうした点について、FSFは、「ECL型引当は、①信用度のトレンド変化に関する投資家等への透明な情報提供という企業会計上の要請と、②金融システムの安定という監督上の要請の双方の目的に沿うもの」と評価している(FSF[2009])。

.....
45 FSFは、現在の金融安定理事会(Financial Stability Board)の前身である。

46 しかしながら、より仔細にみると、会計上のECL型引当が、期末時点で利用可能な情報を用いて頻繁にアップデートしていくPoint-in-Time(PIT)型とされている一方、規制上のELを算出するうえでの倒産確率は、過去の長期的な実績の平均値とされている点でThrough-the-Cycle(TTC)型とされる等、両者の間には大きな相違も存在する。現在、BCBSでも、同引当の規制上の扱いについて議論を行っている。

ハ. 関連する先行研究の概観と発見事項の整理

本節(4)イ.で確認したとおり、銀行規制における貸倒引当金の扱いは変遷を辿ってきた。具体的には、バーゼル I では、一般引当金のみ規制資本に足し戻すことが可能とされていた。他方、バーゼル II 以降では、同様の扱い (SA) に加えて、EL に満たない限り、貸倒引当金の規制資本への算入を許容しない手法 (IRB) が導入されている。ここで、バーゼル I や SA の扱いは、前述の繰延税金資産同様、投資家への情報提供の面でも影響が及び得ることが指摘されてきた。すなわち、一般引当金の足し戻しは上限付きで規制資本 (Tier2) を増加させる⁴⁷。一方で、引当金の繰入れは損益計算書上の費用計上を通じて留保利益を減少させるため、CET1 の減少要因ともなるが、税効果分だけ、その減少額は Tier2 の増加額よりも小さくなる。結果として、一般引当金の繰入れは、上限に達していない場合には総自己資本比率を上昇させる一方、上限に達している場合には総自己資本比率を低下させる。

以上を念頭に、多くの先行研究が、一般引当金を規制資本に含めることが、自己資本比率を意識した裁量的会計行動を誘発する可能性を支持している。例えば、Ahmed, Takeda, and Thomas [1999] は、1987~95 年における米国銀行持株会社 1,013 銀行・年をサンプルに、貸倒引当金を利用した規制自己資本比率の裁量的増強を支持する結果を確認している⁴⁸。邦銀をサンプルとする研究でも同様の指摘がなされており、例えば、Shrieves and Dahl [2003] は、景気後退期である 1989~96 年における邦銀 607 銀行・年をサンプルに、裁量性を有すると予測される事項 (①貸付の変動、②貸倒引当金、③有価証券売買損益、および④配当) と自己資本比率との関連性を分析している。その結果、①、②、および③を利用した利益平準化や規制資本の増強を示す結果を得ている。また、奥田 [2001] や梅澤 [2016] は、一般引当金、および個別引当金の計上額の裁量部分を推計し、規制自己資本の増強を目的とした一般引当金の裁量的調整が行われている可能性があることを指摘している⁴⁹。

一方で、バーゼル II における IRB の導入により、こうした裁量的行動に変化が生じている可能性が考えられる。すなわち IRB では、適格引当金が規制上の EL を下回る部分は資本から控除されるため、規制上の自己資本比率への配慮から、一般引当金の計上を裁量的に行うインセンティブは減少する。実際に、Hamadi *et al.* [2016] では、欧州 24 カ国の銀行を対象に、SA に比べて IRB では、貸倒引当金の裁量的計上を通じた利益調整が抑制されていることが確認されている。なお、同研究では、IRB 採用行において、貸倒引当金の (株価に対する) 価値関連性が強まる傾

47 わが国では、信用リスク・アセットの 1.25% を上限に、Tier2 への算入が認められている。

48 Moyer [1990]、Collins, Shackelford, and Wahlen [1995]、Beatty, Chamberlain, and Magliolo [1995]、Chen and Daley [1996]、Kim and Kross [1998]、Anandarajan, Hasan, and McCarthy [2007]、Bushman and Williams [2012] 等でも同様の発見事項が報告されている。

49 この他、邦銀を対象とする先行研究として、Agarwal *et al.* [2007]、植田 [2007]、矢瀬 [2008]、竹内 [2011] がある。

向を観察している。このように、銀行規制上の扱いの変更が、投資意思決定有用性の改善にも寄与している点は、興味深い発見事項といえる。

以上、本節（4）では、貸倒引当金について、企業会計の変遷にも触れつつ、銀行規制上の扱いの背景、および関連する先行研究を概観した。その結果銀行規制において、①現行では、よりフォワード・ルッキングかつ保守的な規制資本の算定を求めていることが確認された。また、②関連する先行研究からは、見積りを伴う一般引当金を規制資本に含めることが、経営者の裁量的会計行動を誘発する可能性があることを指摘していた。また、③IRBの導入により裁量的会計行動が抑制された結果として、貸倒引当金の株価との関連性が高まっていることもわかった。

最後に、本節（4）ロ. で確認したECL型引当モデルの導入は、規制当局の要請等も踏まえ導入された、画期的な会計制度である。また同制度は、②の裁量性の余地の拡大を勧案してもなお、金融システムの安定の観点から、（一見、②とはトレードオフの関係にある）①のフォワード・ルッキングな会計情報の開示を求めているとも解釈できる。その意味において、有用な会計情報が備えるべき特性やそれをいかに担保していくかを検討するうえでも、重要な示唆を与えているといえよう。

（5）（自己の信用力の変動に伴う）負債の公正価値変動分

イ. 銀行規制上の扱いとその背景等

IFRS第9号や米国会計基準（会計基準編纂書 サブトピック 825-10）では、負債の公正価値変動分について、一定の条件を満たすものについては純損益を通じて公正価値で測定することを認めている（公正価値オプション）⁵⁰。これは、一定の条件を満たす場合には、負債を公正価値評価することが目的適格的であるためとされている（IFRS第9号「金融商品」、par.B4.1.27）。負債の公正価値の低下は債権者から株主への富の移転を意味しており、そうした情報を表現することは合理的と考えられよう。また、デリバティブ取引についても、自己の信用リスク等に応じた評価額の調整分（Debt Valuation Adjustment: DVA）が、純損益を通じて貸借対照表価額に反映される扱いとされている（IFRS第13号「公正価値測定」、par.56）。

他方、銀行規制（バーゼルIII、par.75）では、負債の公正価値変動分のうち自己の信用力の変動に伴う部分については、CET1の計算上、含めない扱いとなっている。その背景には、銀行の信用リスクの悪化に伴い負債の公正価値が低下した際に、株

50 IFRS第9号「金融商品」では、①会計上の測定または認識の不一致（会計上のミスマッチ）を消去または大幅に低減する場合、②金融負債のグループ、または金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで管理され業績評価されていることを前提に、公正価値オプションを適用することを認めている（par.B4.1.27）。公正価値変動分については、自己の信用リスクの変動分はOCIに、それ以外については純損益に計上する扱いとなっている。

主持分が増加することを避けることが挙げられる (BCBS [2011c]、Federal Reserve System [2013])。さもなければ、規制資本の質、および預金者や優先債権者に対する保護機能が低下する (undermine) ためである (BCBS [2005])。言い換えると、債権者から株主への富の移転なく損失を吸収できるかを測定しようとしている銀行規制において、債権者から株主への富の移転の期待値を含めて計算してしまうのは銀行規制の目的に照らして適合的ではないといえる。また、公正価値オプションの導入時には、特に自己の信用力が毀損したと偽装されることへの懸念も指摘されていた (Scott [2012])。例えば、BCBS は、公正価値オプション導入を提案する IASB の 2004 年公表の公開草案に対して、財政状況や収益性を過大表示するために、公正価値オプションが悪用される可能性がある点に言及していた (BCBS [2006])。

なお DVA については、割引率等、他の多くの要素から影響を受け得るため、自己の信用力の変動に伴う公正価値変動分を自己資本から排除するバーゼル III (par.75) の目指す控除対象以上の要素が含まれている可能性がある。もっとも、他の考え得る代替的な手法が複雑で保守性に欠けるほか、モデルの仮定に過度に依存するため、より保守的な枠組みを確保する観点から、DVA は全額が控除される扱いとされている (BCBS [2011b])⁵¹。

ロ. 関連する先行研究の概観と発見事項の整理

本節 (5) イ. で確認したとおり、自己の信用力変動に伴う負債の公正価値変動分については、バーゼル III では全額が CET1 から控除される扱いとされている。その背景には、①銀行の信用リスクの悪化に伴い株主持分が増加することで、預金者等に対する自己資本の保護機能が低下することを回避することにあった。加えて、②企業会計上、負債の公正価値会計が導入された当時には、財政状況を過大表示するために悪用されることへの懸念も、規制当局等から示されていた。

上記のうち、②に関連する先行研究として、Dong, Doukakis, and Ryan [2017] がある。同研究では、欧州の銀行をサンプルに、DVA を通じた利益調整の有無を検証している。その結果、DVA の実際の計上額が、企業の信用状況等から推定される平均的な DVA の額を上回る部分 (異常 DVA) は、DVA 勘案前の営業損益が悪化するほど、(正の利益を計上する方向に) 拡大することを確認している⁵²。この結果は、銀行の経営者は利益調整目的で DVA を算定する可能性があることが示唆されており、DVA を自己資本から全額控除するバーゼル III の扱いは、一定の意義があ

51 こうした扱いについて欧州銀行監督局 (European Banking Authority: EBA) は、より保守的かつシンプルであるほか、国際的にみて公平な競争の場 (level playing field) を提供すると指摘している。

52 「異常 (abnormal) DVA」の具体的な推定方法としては、社債スプレッドや資産に占める無担保債権、負債の返済期限のほか、信用格付け、累積の DVA 計上額等から平均的に想定される DVA の額 (normal DVA) を推定し、そのうえで、実際の DVA 計上額からこの normal DVA を控除し、abnormal DVA を測定している。この abnormal DVA は、企業の信用状況からは想定し難い損益に相当することから、経営者の裁量による可能性が高いとしている。

るものと考えられる。

最後に、自己の信用力の変動に伴う負債の公正価値変動を認識することについては、企業会計上も議論がある点を指摘しておきたい。前述のとおり、企業会計上、公正価値オプションが導入された背景には、請求権の移転に関する情報提供という目的があったことが指摘できる。他方、自己の信用力の変動分を、資産には反映させることなく、負債のみに反映させることはミスリーディングであるとの指摘もある（Scott [2012]、European Central Bank [2001]）。すなわち、会計学的には、負債の公正価値評価に当たって自己の信用力の変動分が含まれることで、本来、貸借対照表への計上が禁止されている「自己創設のれん」の計上を、負債についてのみ許容することは、極めて重要な問題を孕んでいるといえる（斎藤 [2013]）⁵³。同問題は、銀行の信用力が悪化した際には、資産サイドにおける超過収益力の低下は反映されない一方、負債の減少（利益）分のみが計上されるため、「直感に反する（counter-intuitive）」結果をもたらしている（European Central Bank [2001]、Dong, Doukakis, and Ryan [2017]）⁵⁴。

以上、本節（5）では、負債の公正価値変動について、銀行規制上の扱いの背景、および関連する先行研究を概観した。その結果、①同会計項目は、銀行の信用リスク悪化に伴い株主持分が増加することを避ける観点から、銀行規制の目的上、そもそも排除されるものであることが示唆された。また、②裁量的に悪用される懸念や、③保守性の観点も、同項目を排除するうえで勘案されていたこともわかった。次に、関連する先行研究は、④DVAが利益調整目的で計算される可能性を支持していた。これは、②の観点から規制当局が同項目を排除することを支持するものである。最後に、⑤そもそも負債の公正価値測定は、負債サイドのみに従来の企業会計上は計上の認められていない「自己創設のれん」を認識することにつながるとの指摘は、ディスクロージャー制度の在り方にかかわる重要な指摘であった。

53 自己創設のれんとは、「報告主体が主観的に期待した将来キャッシュ・フローの割引現在価値（資産の利用価値）と、流通市場で成立している当該資産の市場価格との差額」等とされる（勝尾 [2007]）。ブランド力や人的資源を含む、無形の価値が含まれるものと考えられる。

54 例えば、企業会計基準委員会 [2006] では、ディスクロージャー制度のもと、企業価値の予測は投資家の自己の責任で行われるべきであり、情報を開示する側の役割ではない旨を明記している。また、価値関連性を持つ究極の会計情報は現実の株価で純資産を測った貸借対照表だが、それは無意味な情報開示の究極の姿とも考えられている。そのため、「自己創設のれんを財務諸表の構成要素から除いているのは、このような意味で財務報告の目的に適合しないとみられるから」と指摘されている（斎藤 [2007]）。

4. おわりに

1節で提示したとおり、本稿の第1の目的は、会計情報が銀行規制で利用されていることを確認したうえで、どのような会計情報が、銀行規制上の調整の対象となっているのかを整理することにあった。2節で確認したとおり、会計情報は銀行規制で利用されることで、契約支援機能を果たしている。もっとも、以下で改めて整理するとおり、両者の目的の違い等から、多くの会計情報が調整の対象となってきた。

まず、銀行規制上の自己資本が、危機時の損失吸収力を確保し、もって預金者や優先債権者の保護を図る目的のものであることから、そもそも、のれんや繰延税金資産といった、事業の継続性を資産価値の前提とする会計項目は、排除される扱いとなっている。すなわち、危機時の損失吸収力の裏付資産として、これらは不適当と整理される⁵⁵。また、銀行の信用力悪化に伴い規制資本が増加することを回避する観点から、公正価値オプションが適用された金融負債のうち、自己の信用力悪化に伴う変動部分やDVAも排除される。以上の点は、企業会計と銀行規制の目的の相違から、必然的に発生する調整と考えられる。

上記に加え、会計情報が銀行規制で利用されるうえで、議論となり得る会計上の特性として、以下のものが挙げられる。

まずは、①見積り等の主観性である。3節で確認したとおり、見積りを伴う会計情報が規制資本に含まれると、経営者の裁量的会計行動を誘発し、結果として規制資本が過大となる懸念が示されていた。続いて②保守性である。3節で確認したとおり、銀行規制では、会計情報に調整を加えることにより、より保守的な数値を用いて自己資本を算定する要請があることが確認された。また、フォワード・ルッキングな貸倒損失の認識は、裁量性の余地の拡大を伴うものではあるが、保守性の観点から要請されるものと整理することも可能である。最後に、③損益の実現（リスクからの解放）である。現行の銀行規制では、この点は裏付けとなる資産相当額を自己資本から控除する理由とはされず、分母のリスク・ウェイトで勘案する仕組みとなっている。もっとも、例えばAOCIが会計理論上の概念として曖昧な面がある点は、後述のとおり市場からの評価等に影響を及ぼしている可能性は指摘できよう⁵⁶。

.....
55 税効果会計の導入や持分プーリング法の廃止、のれんの償却禁止といった会計基準の変動は、結果としてこうした観点からの調整を生じさせてきたとも指摘できよう。

56 もちろん、例えば売買目的有価証券の評価損益等、最終的に留保利益に含まれる評価損益もボラティリティを伴っている。もっとも、売買目的有価証券は売買に伴う制約が小さく、評価損益の実現性が高い（企業会計基準委員会のいう「投資のリスクからの解放」）点で異なっている。他方、3節（1）で確認したとおり、裏付資産が投資リスクから解放されていない点については、銀行規制においては

続いて、第2の目的である、規制上の調整項目に関連する先行研究から得られた知見を要約する。それらは、基本的に現行の規制上の調整の意義を肯定するものであった。すなわち、

- ①主観的な見積りを伴う会計情報を規制上の自己資本に含めることは、経営者の裁量的会計行動を誘発し得ることが多くの先行研究で指摘されていた。その結果として、規制資本が過大になるとの規制当局の懸念が裏付けられ、投資家への情報提供機能に影響を及ぼし得ることもわかった。
- ②AOCIを規制資本に含めることで、リスク資産の削減につながることも確認されている。
- ③ただし、AOCIについては、払込資本や留保利益とは、規制上の資本として同等に評価されない可能性を示唆する指摘が、相応にみられていた。

ここで、これまでの整理を基に、銀行規制および企業会計それぞれの観点から、幾つかのインプリケーションを考察したい。

銀行規制の観点からの第1の示唆は、AOCIといった未実現損益が調整を経ずに銀行規制上の資本に含まれる場合には、当然の帰結として、銀行規制上の資本はその特性から影響を受ける可能性があることである。実現損益とAOCIを同等視するバーゼルIIIの扱いは、銀行規制上の資本に求められる中核的な要素である「損失吸収力」の観点から導かれるものである。しかしAOCIは、それを発生させる金融資産の事業モデルが、IFRS第9号「金融商品」において「契約キャッシュ・フローの回収および売却」と整理されているように、償却原価区分と比べて、会計理論上の位置付けについて曖昧な面がある。加えて、AOCI（貸方）の変動をもたらす資産（借方）の多くには、流動性の低さや、コントロールの難しさ、ボラティリティの増大といった性質が指摘されている⁵⁷。そのため、例えば払込資本や留保利益等と対比すると、規制上の自己資本として、AOCIは市場から同等には評価されていない可能性がある。これは、含み損益がAOCIに計上される株式持合いといった、わが国の取引慣行を考えるうえでも重要な示唆といえる。

第2は、銀行規制上の資本を算定するために用いる会計数値には経営者の主観的な見積りが含まれ得る点への対応である。ここで、経営者の見積りが規制上の資本に含まれること自体が、否定されるものではない。例えば、信用損失を、マクロ経済指標等より広範な情報を用いて認識・測定することは、銀行自身による裁量への依存の増大という課題を踏まえてもなお、金融システムの安定という銀行規制の目

分母のリスク・ウェイトで勘案する仕組みとなっていると解される。

57 もちろん、留保利益の増加をもたらす資産（借方）にも、貸出金や事業用資産といった流動性の低いものが存在する。ただし、これらは金利収入や営業収入等のキャッシュ・フローの実現を伴い留保利益が計上されるため、投資のリスクから解放されていない未実現損益（AOCI）とは、性質が異なっていると考えられる。

的と適合的と考えられる⁵⁸。ただし、かつての繰延税金資産の扱いのように、見積りを伴う会計数値は経営者の会計的裁量行動のインセンティブになり得るほか、結果として、過大な規制資本の算定につながる可能性があることも事実である。このように、主観を伴う会計数値には、「裁量性」を巡るトレードオフの議論が内在している⁵⁹。この点は、監査やガバナンス、さらには開示制度の充実等も含め、多面的に対応していくべき課題といえよう。

続いて企業会計の観点から、本稿の示唆を考察する。まず第1に、企業会計のこれまでの発展は、銀行規制における会計情報の利用、すなわち、契約支援機能という企業会計の重要な機能に対して、少なからず影響を与えてきたことである。税効果会計の導入や、企業結合会計におけるのれん計上額の拡大、さらには負債に対する公正価値会計の拡大等は、銀行規制に対して新たな調整コストを発生させてきた。また、銀行規制上の調整を行わない場合には、例えば上記のAOCIのように、規制資本に対する市場の評価等に何らかの影響を与えている可能性がある。こうした点は、市場の評価等について修正すべき点がないかどうかも含め、社会インフラとしての企業会計の意義を考えていくうえで、まずは認識しておくべき事実である。

第2に、銀行規制における扱いは、企業会計の主目的とされる投資意思決定有用性に対して影響を与えている可能性があることである。1節で述べたとおり、銀行規制における会計数値の利用は、企業会計にとって「副次的な利用」であり、「投資家の意思決定にとって有用な情報の提供」という企業会計の目標が妨げられるべきではない。もっとも、3節で扱った先行研究は、規制上の自己資本比率を意識した経営者の裁量的行動が、結果として、株価との価値関連性に影響を及ぼすことを指摘していた。これらの発見事項は、銀行規制といった関連制度における会計情報の扱いが、投資家への情報提供という企業会計本来の役割に影響を及ぼし得る無視し得ない要素であることを示唆している。

第3に、昨今では、銀行規制や管理会計的な視点に立った情報開示が、企業会計に対しても要請されている点である。例えば、新たな引当制度（ECL型引当モデル）は、従来の引当では信用損失の認識が遅れ、社会的コストをもたらすと考えられる中、規制当局からの要請もあって、金融システムの安定の観点から企業会計に導入された引当制度であった。この点では、企業活動の「忠実な表現」を求める企

.....
58 また、バーゼルⅡで具体化されたIRBには、銀行のリスク管理と規制を近付けることが、リスク管理向上へのインセンティブを高め、結果として金融システムの安定をもたらすとの考え方があった。しかしながら実際には、同手法は、リスク・アセット計算における銀行、法域間の過度のばらつきをもたらし、その反省を基にバーゼルⅢにおいて修正が図られる事態となった。

59 同様の点は企業会計にも当てはまる。すなわち、企業自身によるリスク管理に財務会計を近づけることが「忠実な表現」につながる一方、そうしたアプローチがもたらす「検証可能性」や「比較可能性」の低下の間には、トレードオフがある。「裁量性」を巡る論点は、企業会計と銀行規制のあり方やその関係を考察するうえで、今後とも重要な研究テーマといえよう。

業会計と、将来の危機に対する適切な備えを求める銀行規制の双方の要請を満たし得る、画期的な制度ともいえよう。銀行の情報開示のあり方やその目的について、かつての金融危機の教訓や関連制度との関係も踏まえ、改めて検討を深めていく必要がある⁶⁰。

最後に、本稿では十分に議論し切れなかった、今後の検討課題を挙げておきたい。第1に、資本と負債の境界線に関する議論である。本稿では、銀行規制上の資本 (capital) が、企業会計上の資本 (equity) を基に、どのような調整を経て算出されるかを概観した。しかしながら実際には、企業会計、銀行規制ともに、何を「資本」と捉えるかは簡単な問題ではない。実際、偶発転換社債 (Contingent Convertible Securities: CoCo 債) の取扱いをはじめ、実務上、資本と負債の分類に多くの困難が生じている⁶¹。近年、こうした金融商品のプレゼンスが増している中、企業会計と銀行規制の関係を考察するうえで、重要性を増していくものと考えられる⁶²。

第2に、「裁量性」に内在するトレードオフの議論である。前述までのとおり、裁量性を含む会計情報には、企業会計、銀行規制双方の観点から、長所や留意すべき点が数多く指摘されていた。「保守性」や「実現」といった他の会計上の特性との関係性も含めて、今後とも重要な研究テーマとなり得よう。

第3に、市場の評価と、企業会計および銀行規制の関係性である。例えば、昨今では、邦銀の株価純資産倍率 (PBR) が1を下回って推移している。これは、事業の継続を前提に考えると想定し難いものであり、何らかの示唆を与えている可能性がある⁶³。すなわち、企業会計や銀行規制では捉え切れていない経済、金融環境の変化を、市場が先取りしている可能性があり、こうした観点からの分析も、重要といえよう^{64, 65}。

60 このように、企業会計と関連領域との関連性が強まっていることは、企業会計と管理会計の間でも指摘できよう。例えば、ヘッジ会計は公正価値会計の「例外的な」処理を容認するものである中 (Saito and Fukui [2019])、IFRS 第9号「金融商品」では、その目的を「金利のリスク管理活動の影響を表現する」こととしている (par.6.1.1)。

61 CoCo 債等のいわゆる「ペイルイン型金融商品」は、通常は債券に近いが、自己資本比率が一定の比率を下回る等の要件に達した場合には、元本削減等により保有者が損失を吸収する制度設計となっている。

62 CoCo 債は、これまで欧州金融機関を中心に発行されてきたが、昨今ではアジアや南米の金融機関でも発行が増えているほか、現在ではわが国の3メガバンクも発行している等、発行量および地域的な拡大がみられていることが指摘されている (風戸・山田 [2018])。

63 例えば、銀行が不良債権問題を抱えていたわが国では、1990~2000年代にPBRが1を下回っていた。これは市場参加者が、繰延税金資産等を除くいわゆる「プロフォーマ」自己資本比率を算出し、企業会計や銀行規制よりも厳しい目線で評価していた事実と符合する (深尾 [2008])。

64 例えば、邦銀は、低金利環境の継続や銀行間の厳しい競争を背景に基礎的な収益力が悪化するという「慢性的なストレス」に晒されている (日本銀行 [2018])。これは、長期的な損失吸収力を低下させるものと考えられるが (日本銀行 [2017])、「将来の金利収入」等を勘案しない企業会計や銀行規制の枠組みは、こうしたタイプのストレスを十分反映していない可能性がある。また中曾 [2017] は、地域銀行の短期の予想デフォルト確率が低位で安定している一方、中長期の予想デフォルト確率は上昇基調にあることを示している。邦銀のPBRが1を下回っている背景には、こうした将来のリス

クの高まりを反映している可能性もある。

- 65 なお、いうまでもなく、市場が銀行の健全性等を評価するうえでは、資本のみならず、他の開示情報を多面的に消化していると考えられる。例えば、銀行にかかる開示情報としては、IFRS 第7号「金融商品：開示」等の要求と、銀行規制の「第3の柱」に基づくものがある。市場の評価を検討するうえでは、これらの開示情報が果たしている役割の検討も課題となる。

参考文献

- 植田玉青、「銀行による自己資本比率の裁量的調整に関する実証分析」、『産業経理』第 67 巻第 3 号、2007 年、125～135 頁
- 梅澤俊浩、「地方銀行の貸倒引当金繰入額に係る裁量的調整行動」、『現代ディスクロージャー研究』第 15 号、2016 年、41～84 頁
- 奥田真也、「銀行の貸倒引当金設定をめぐる会計政策：税務政策・自己資本比率規制への対応の観点から」、『一橋論叢』第 126 巻第 5 号、2001 年、553～565 頁
- 大日方 隆編著、「第 1 章 公正価値情報の有用性」、『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』、中央経済社、2012 年
- 風戸正行・山田哲也、「CoCo 債市場から観測される金融機関のバیلイン確率」、『金融研究』第 37 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2018 年、81～110 頁
- 勝尾裕子、「第 2 部第 7 章 重要論点の補足と検討」、斎藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版』、中央経済社、2007 年
- 川村義則、「企業会計上の資本概念の再考」、『金融研究』第 29 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2010 年、175～192 頁
- 企業会計基準委員会、「企業会計基準第 23 号：研究開発費等に係る会計基準」、1998 年
- 、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006 年
- 金融審議会金融分科会第二部会、「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」、2004 年
- 金融庁、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件の一部を改正する件」、金融庁告示第 75 号、2005 年
- 、「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」、2018 年（<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180413/01.pdf>、2018 年 5 月 22 日）
- 斎藤静樹、『企業会計とディスクロージャー』、東京大学出版会、1999 年
- 編著、『財務会計』、東京大学出版会、2006 年
- 編著、「第 1 部第 1 章 討議資料の意義と特質」、『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版』、中央経済社、2007 年
- 、『会計基準の研究 増補改訂版』、中央経済社、2013 年
- 、「のれんの償却と減損—企業結合会計基準の迷走—」、『企業会計』 Vol. 69 No. 1、中央経済社、2017 年
- 桜井久勝、『財務会計講義 第 19 版』、中央経済社、2018 年
- 佐藤隆文、『信用秩序政策の再編—枠組み移行期としての 1990 年代—』、日本図書センター、2003 年

- 編著、『バーゼルⅡと銀行監督 新しい自己資本比率規制』、東洋経済新報社、2007年
- 首藤昭信・伊藤廣大・二重作直毅・本馬朝子、「債務契約における会計情報の役割 (1) : 会計情報の事前的役割」、『金融研究』第37巻第2号、日本銀行金融研究所、2018年a、23～60頁
- ・————・————・————、「債務契約における会計情報の役割 (2) : 会計情報の事前的役割」、『金融研究』第37巻第2号、日本銀行金融研究所、2018年b、61～90頁
- 須田一幸、『財務会計の機能：理論と実証』、白桃書房、2000年
- 、『会計制度改革の実証分析』、同文館出版、2004年
- 竹内徹也、「裁量的会計行動に関する実証分析：日本の銀行のケース」、『横浜国際社会科学研究所』第16巻第3号、2011年、107～130頁
- 辻山栄子、「第2部第6章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」、斎藤静樹編著『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』、中央経済社、2007年
- 徳賀芳弘・太田陽子、「会計の契約支援機能を踏まえた情報提供のあり方について：公正価値評価の拡大の影響を中心に」、『金融研究』第33巻第1号、日本銀行金融研究所、2014年、29～60頁
- 中曾 宏、「マクロプルーデンス政策の新たなフロンティア—銀行の低収益性と銀行間競争への対応—」、日本銀行、2017年
- 中田勝紀、「自己資本を巡る議論—バーゼル銀行監督委員会・自己資本定義サブグループでの検討」、日本銀行、2008年 (https://www.boj.or.jp/announcements/release_2008/data/fsc0812a1.pdf、2018年3月7日)
- 西川郁夫、「第3章 のれんという異物」、大日方 隆編著『会計基準研究の原点』、中央経済社、2012年
- 日本銀行、「金融システムレポート 2017年10月号」、日本銀行、2017年
- 日本銀行、「2018年度考査の実施方針等について」、日本銀行、2018年
- 水見野良三、『検証 BIS規制と日本 第2版』、金融財政事情研究会、2005年
- 福島 隆・吉岡佐和、「企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察—関連領域における資本概念を踏まえた試論—」、金融研究所ディスカッション・ペーパー No. 2010-J-3、日本銀行金融研究所、2010年
- 深尾光洋、「株価下落と銀行自己資本」、『日本経済研究センター会報』2008年12月、日本経済研究センター、2008年、28～29頁
- 矢瀬敏彦、「日本の銀行における裁量的会計行動の分析：BIS規制導入以降の銀行の行動」、『オイコノミカ』第45巻第2号、2008年、65～88頁
- 米山正樹、「第9章 会計基準と金融規制」、大日方 隆編『金融危機と会計規制』、

- 中央経済社、2012年、297～315頁
- Accounting Standards Board of Japan, “Quantitative Study on Goodwill and Impairment,” Research Paper No. 2, Accounting Standards Board of Japan, 2016, pp. 10–15 (available at: https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20161003_01_e.pdf、2019年3月8日).
- Agarwal, Sumit, Souphala Chomsisengphet, Chunlin Liu, and S. Ghon Rhee, “Earnings Management Behaviors under Different Economic Environments: Evidence from Japanese Banks,” *International Review of Economics and Finance*, 16(3), 2007, pp. 429–443.
- Ahmed, Anwer S., Carolyn Takeda, and Shawn Thomas, “Bank Loan Loss Provisions: A Reexamination of Capital Management, Earnings Management and Signaling Effects,” *Journal of Accounting and Economics*, 28(1), 1999, pp. 1–25.
- Anandarajan, Asokan, Iftekhar Hasan, and Cornelia McCarthy, “Use of Loan Loss Provisions for Capital, Earnings Management and Signalling by Australian Banks,” *Accounting and Finance*, 47(3), 2007, pp. 357–379.
- Ball, Ray, Xi Li, and Lakshmanan Shivakumar, “Contractibility and Transparency of Financial Statement Information Prepared under IFRS: Evidence from Debt Contracts around IFRS Adoption,” *Journal of Accounting Research*, 53(5), 2015, pp. 915–963.
- Barth, Mary E., Wayne R. Landsman, and James M. Wahlen, “Fair Value Accounting: Effects on Banks’ Earnings Volatility, Regulatory Capital, and Value of Contractual Cash Flows,” *Journal of Banking and Finance*, 19(3–4), 1995, pp. 577–605.
- Basel Committee on Banking Supervision, “International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards,” Bank for International Settlements, 1988.
- , “Amendment to the Capital Accord to Incorporate Market Risks,” Bank for International Settlement, 1996.
- , “Instruments Eligible for Inclusion in Tier1 Capital,” Bank for International Settlement, 1998.
- , “Report to G7 Finance Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards,” Bank for International Settlement, 2000.
- , “Basel II: Significant Progress on Major Issues,” Bank for International Settlements, 2003.
- , “Basel II: International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework,” Bank for International Settlements, 2004a.
- , “Regulatory Capital in Light of Forthcoming Changes in Accounting Standards,” Bank for International Settlements, 2004b.
- , “An Explanatory Note on the Basel II IRB Risk Weight Functions,” Bank for

- International Settlements, 2005.
- , “Supervisory Guidance on the Use of the Fair Value Option for Financial Instruments by Banks,” Bank for International Settlements, 2006.
- , “Consultative Document: Proposal to Ensure the Loss Absorbency of Regulatory Capital at the Point of Non-viability,” Bank for International Settlement, 2010.
- , “Basel Committee Issues Final Elements of the Reforms to Raise the Quality of Regulatory Capital,” Bank for International Settlement, 2011a.
- , “Application of Own Credit Risk Adjustments to Derivatives,” Bank for International Settlements, 2011b.
- , “Basel III: A Global Regulatory Framework for More Resilient Banks and Banking Systems—Revised Version June 2011,” Bank for International Settlements, 2011c.
- , “The Interplay of Accounting and Regulation and Its Impact on Bank Behaviour: Literature Review,” Working Paper 28, Bank for International Settlements, 2015.
- , “Regulatory Treatment of Accounting Provisions—Interim Approach and Transitional Arrangements,” Bank for International Settlements, 2016
- Beatty, Anne, Sandra L. Chamberlain, and Joseph Magliolo, “Managing Financial Reports of Commercial Banks: The Influence of Taxes, Regulatory Capital, and Earnings,” *Journal of Accounting Research*, 33(2), 1995, pp. 231–261.
- , and Scott Liao, “Financial Accounting in the Banking Industry: A Review of the Empirical Literature,” *Journal of Accounting and Economics*, 58(2–3), 2014, pp. 339–383.
- , and Joseph Weber, “Accounting Discretion in Fair Value Estimates: An Examination of SFAS 142 Goodwill Impairments,” *Journal of Accounting Research*, 44(2), 2006, pp. 257–288.
- Benston, George J., Douglas R. Carmichael, Joel S. Demski, Bala G. Dharan, Karim Jamal, Robert Laux, Shiva Rajgopal, and George Vrana, “The FASB’s Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis,” *Accounting Horizons*, 21(2), 2007, pp. 229–238.
- Borio, Claudio and Philip Lowe, “To Provision or Not to Provision,” BIS Quarterly Review, 2001 (available at: <https://www.bis.org/publ/rqt0109e.pdf>, 2019年3月11日).
- Bushman, Robert M., and Christopher D. Williams, “Accounting Discretion, Loan Loss Provisioning, and Discipline of Banks’ Risk-Taking,” *Journal of Accounting and Economics*, 54(1), 2012, pp. 1–18.
- Chen, Peter, and Lane Daley, “Regulatory Capital, Tax, and Earnings Management Effects on Loan Loss Accruals in the Canadian Banking Industry,” *Contemporary Accounting Research*, 13(1), 1996, pp. 91–128.

- Chen, Tai-Yuan, Chen-Lung Chin, Shiheng Wang, and Wei-Ren Yao, “The Effects of Financial Reporting on Bank Loan Contracting in Global Markets: Evidence from Mandatory IFRS Adoption,” *Journal of International Accounting Research*, 14(2), 2015, pp. 45–81.
- Chircop, Justin, and Zoltán Novotny-Farkas, “The Economic Consequences of Extending the Use of Fair Value Accounting in Regulatory Capital Calculations,” *Journal of Accounting and Economics*, 62(2–3), 2016, pp. 183–203.
- Collins, Julie H., Douglas A. Shackelford, and James M. Wahlen, “Bank Differences in the Coordination of Regulatory Capital, Earnings, and Taxes,” *Journal of Accounting Research*, 33(2), 1995, pp. 263–291.
- Demerjian, Peter R., “Accounting Standards and Debt Covenants: Has the “Balance Sheet Approach” Led to a Decline in the Use of Balance Sheet Covenants?” *Journal of Accounting and Economics*, 52(2–3), 2011, pp. 178–202.
- Dewatripont, Mathias, and Jean Tirole, “The Prudential Regulation of Banks,” Walras-Pareto Lectures, 1994, pp. 29–32.
- Diamond, Douglas W., and Philip H. Dybvig, “Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity,” *The Journal of Political Economy*, 91(3), 1983, pp. 401–419.
- Dichev, Ilia D., “On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, 22(4), 2008, pp. 453–470.
- Dong, Minyue, Leonidas C. Doukakis, and Stephen G. Ryan, “Banks’ Discretion over the Debt Valuation Adjustment for Own Credit Risk,” 2017 (available at SSRN: https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2920617)
- European Central Bank, “Fair Value Accounting in the Banking Sector,” 2001.
- European Financial Reporting Advisory Group, “Distinguishing Between Liabilities and Equity,” Discussion Paper, European Financial Reporting Advisory Group, 2008.
- Federal Reserve System, “Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Implementation of Basel III, Capital Adequacy, Transition Provisions, Prompt Corrective Action, Standardized Approach for Risk-Weighted Assets, Market Discipline and Disclosure Requirements, Advanced Approaches Risk-Based Capital Rule, and Market Risk Capital Rule,” Department of the Treasury, 2013.
- Financial Stability Board, “Principles on Loss-absorbing and Recapitalisation Capacity of G-SIBs in Resolution Total Loss-absorbing Capacity (TLAC) Term Sheet,” Financial Stability Board, 2015.
- Financial Stability Forum, “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System,” Financial Stability Forum, 2009.
- Frankel, Richard, Chandra Seethamraju, and Tzachi Zach, “GAAP Goodwill and Debt Contracting Efficiency: Evidence from Net-Worth Covenants,” *Review of Accounting*

- Studies*, 13(1), 2008, pp. 87–118.
- Freixas, Xavier, and Jean-Charles Rochet, *Microeconomics of Banking*, 2nd ed., Vol. 1, The MIT Press, 2008, pp. 257–294.
- Hamadi, Malika, Andréas Heinen, Stefan Linder, Vlad-Andrei Porumb, “Does Basel II Affect the Market Valuation of Discretionary Loan Loss Provisions?” *Journal of Banking and Finance*, 70, 2016, pp. 177–192.
- International Accounting Standards Board, “Goodwill and Impairment Project—The Pre-Acquisition Headroom Approach to Impairment Testing—Agenda Paper 18A,” International Accounting Standards Board, 2016 (available at: <https://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2016/april/goodwill-and-impairment>, 2019年3月11日)
- Kim, Myung-Sun, and William Kross, “The Impact of the 1989 Change in Bank Capital Standards on Loan Loss Provisions and Loan Write-offs,” *Journal of Accounting and Economics*, 25(1) 1998, pp. 69–99.
- McCarthy, Mark G., and Douglas K. Schneider, “Market Perception of Goodwill: Some Empirical Evidence,” *Accounting and Business Research*, 26(1), 1995, pp. 69–81.
- Moyer, Susan E., “Capital Adequacy Ratio Regulations and Accounting Choices in Commercial Banks,” *Journal of Accounting and Economics*, 13(2), 1990, pp. 123–154.
- Li, Zining, Pervin K. Shroff, Ramgopal Venkataraman, and Ivy Xiyang Zhang, “Causes and Consequences of Goodwill Impairment Losses,” *Review of Accounting Studies*, 16(4), 2011, pp. 745–778.
- Ramanna, Karthik., and Ross L. Watts, “Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment,” *Review of Accounting Studies*, 17(4), 2012, pp. 749–780.
- Rees, Lynn L., and Philip B. Shane, “Academic Research and Standard-Setting: The Case of Other Comprehensive Income,” *Accounting Horizons*, 26(4), 2012, pp. 789–815.
- Saito, Shizuki, and Yoshitaka Fukui, “Whither the Concept of Income?” *Accounting, Economics, and Law: A Convivium*, 9(1), 2019, pp. 1–16.
- Schrand, Catherine M., and M. H. Franco Wong, “Earnings Management Using the Valuation Allowance for Deferred Tax Assets under SFAS No. 109,” *Contemporary Accounting Research*, 20(3), 2003, pp. 579–611.
- Scott, William R., *Financial Accounting Theory*, 6th ed., Pearson, 2012.
- Selling, Thomas I., and George H. Sorter, “FASB Statement No. 52 and Its Implications for Financial Statement Analysis,” *Financial Analysts Journal*, 39(3), 1983, pp. 64–69.
- Shrieves, Ronald E., and Drew Dahl, “Discretionary Accounting and the Behavior of Japanese Banks under Financial Duress,” *Journal of Banking and Finance*, 27(7), 2003, pp. 1219–1243.

Skinner, Douglas J., “The Rise of Deferred Tax Assets in Japan: The Role of Deferred Tax Accounting in the Japanese Banking Crisis,” *Journal of Accounting and Economics*, 46(2–3), 2008, pp. 218–239.

Song, Chang Joon, Wayne B. Thomas, and Han Yi, “Value Relevance of FAS No. 157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms,” *The Accounting Review*, 85(4), 2010, pp. 1375–1410.

補論 1. 「投資のリスク」をめぐる企業会計と銀行規制の考え方の整理

本論 3 節 (1) イ. の議論を整理すると、「投資のリスク」をめぐる企業会計およびバーゼル規制の考え方の違いは、以下のように整理できよう。

- ①わが国の会計基準が、OCI に計上された有価証券等の価格変動を損益計算書にリサイクリングする基準としている「投資のリスクからの解放」との考え方は、「『過去に投資された』有価証券等にかかるリスク」が解放されたか否かをもって、当該投資の「成果 (パフォーマンス)」を規定しようとするものである。この意味では、「実現」概念を柱として、貸借対照表の貸方における AOCI と留保利益を峻別するアプローチには、企業会計上は意味がある。
- ②一方、バーゼル規制は、「現時点で」銀行が晒されているリスクを分母において定量化し、それに応じて「損失吸収力」のある資本を分子において計上することを求める枠組みである。この考え方に基づけば、期末時において「借方」の資産として保有する有価証券にかかるリスクは分母の問題 (リスク・ウエイト) に帰着する⁶⁶。

ここで、上記について、有価証券投資を例に考察する。

(例 1)

- ・ T0 期末：A 銀行と B 銀行がともに X 社株を価格 100 で購入 (原資は留保利益)。
- ・ T1 期末：X 社株は 120 に上昇。A 銀行は X 社株をそのまま保有、20 が含み益となった。この一方、B 銀行は、X 社株を売却して 20 の益を実現した直後に、X 社株を 120 にて買戻した。

この事例では、T1 期末における両行の貸借対照表は、以下のとおりとなる。

.....
⁶⁶ 他方、バーゼル規制上、内部留保と AOCI の質は、損失吸収力という観点において同等との整理がなされている。

A 行			
X 社株	120	留保利益	100
		AOCI	20
B 行			
X 社株	120	留保利益	120

バーゼル II までは、A 銀行の未実現益は Tier2、B 銀行の実現益は CET1 に含まれることになる。しかしながら、両行にとっての「投資のリスク」、すなわち X 社株のリスクは同一である。そのためバーゼル規制上は、「投資のリスク」は、貸方における留保利益と AOCI の区分の問題ではなく、借方における資産のリスク量の問題と整理される⁶⁷。

(例 2)

- ・ T0 期末：A 銀行が Z 社株式を価格 80 で購入（原資は留保利益）。
- ・ T1 期末：B 銀行が Z 社株式を価格 120 で購入（原資は留保利益）。
- ・ T2 期末：Z 社株式の価格は価格 100。

T2 期末における両行の貸借対照表は、以下のとおりとなる。

A 行			
Z 社株	100	留保利益	80
		AOCI	20
B 行			
Z 社株	100	留保利益	120
		AOCI	▲ 20

T2 期末において、A 銀行は未実現益 20、B 銀行は未実現損 20 を抱えている。しかしながら、両行が T2 期末において直面する「投資のリスク」は同一であるほか、株主にとっての請求権（claims）も同一である。バーゼル II までは、A 行の含み益は CET1 に含めない一方、B 行の含み損は CET1 から減額する扱いとされていたが、バーゼル III では、A 行の含み益も B 行の含み損も損失吸収力の観点からは同

.....
 67 同様の議論は、貸方が普通株等による払込資本であった場合にも当てはまる。なお、例 1 において、B 行が X 社株よりもリスクの大きい Y 社株を買い戻すケースを考えれば、期末時点でより大きなリスクを B 行が抱えている事実を反映するためには、分母で対応することが合理的であることが理解できよう。

様に扱うこととされた⁶⁸。

.....
68 なお、企業会計上「償却原価」で区分される金融資産については、バーゼル規制上も基本的には、「毎期の公正価値変動を認識しない」という企業会計上の扱いを前提としている。「評価損益について留保利益と AOCI を区分しない」というバーゼル規制上の扱いは、「公正価値の変動が会計上認識されるケース」に限定される。

補論 2. その他の無形資産（ソフトウェア）

無形資産とは、物理的な実体をもたない資産である。IFRS の定義によれば物理的実体がないことに加え、識別可能性が求められる（IAS 第 38 号「無形資産」）。またわが国の企業会計基準では、物理的な形態がなく 1 年を超える長期にわたって利用される資産項目と定義され、法律上の権利、ソフトウェア制作費およびのれんに大別されている（桜井 [2018]）。本論 3 節（3）ではのれんについて論述したが、ここではソフトウェアを取り上げる。

ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組合わせて表現したプログラム等をいう。ソフトウェアを用いてコンピュータを作動させることにより、将来の収益や費用削減効果が得られるため、一定の要件のもとで、その制作費を資産として計上している（企業会計基準委員会 [1998]、IAS 第 38 号）。

バーゼル II の時代まで、のれん以外の無形資産は、自己資本からの控除項目とはされていなかった⁶⁹。しかしバーゼル III において自己資本の質の向上を図った結果、モーゲージ・サービシング・ライセンスを除く無形資産について、相当額を自己資本から控除する扱いが確定した⁷⁰。その理由はのれん同様、とりわけ不況期において、銀行が資産価値を実現することに関して不確実性があるためとされている（Federal Reserve System [2013]）。

もっとも、主な会計基準は、のれんとソフトウェアで異なる性質を見出しているようにも思われる。例えば IFRS では、無形資産の計上に際しては①将来の経済的便益の可能性の高さと②その測定信頼性という認識規準を設定している。加えて社内開発のソフトウェアに対しては、①の判定に特に厳しい審査があり、無形資産を完成させることの技術上の実行可能性や、使用または売却の意図および能力、当該無形資産の市場の存在または社内での有用性等、全 6 項目にわたる立証を求めている（IAS 第 38 号、par.21, 57-64）。つまりソフトウェアは、会計上は、市場での売却等による将来収益の可能性が高いものも計上されることが想定されており、同じ無形資産であっても事業の継続性を資産価値の前提とするのれんとは異なる面があると理解することもできよう。金融技術の進展に伴いシステム投資の重要性が高まるも、こうした点をさらに議論する必要性があるかもしれない。また同様の観点から、有形固定資産のリスク・ウエイトは 100%である一方、ソフトウェアを含む無形資産は資本から全額控除するというバーゼル III の扱いに対しても、示唆を有すると考えられる。

.....
69 ただし、BCBS は、自己資本の保守的な測定のために、のれんを含む無形資産については会計数値を調整する必要がある、と初期段階で述べていた（BCBS [2000]）。

70 モーゲージ・サービシング・ライセンスのみ、繰延税金資産の一時差異と同様に、CET1 の約 10%相当額を上限に算入が認められた。

